

第16日目(3月19日)

議長(峠 佳一君) 散会前に引き続き、本会議を再開いたします。

議長 ただいまの出席議員数は29名であります。

これから本日の会議を開きます。

本日の日程はお手元に配付のとおりといたします。

(午前9時30分)

議長 日程第1、平成21年請願第1号 金融危機に端を発する大量解雇・雇い止めから雇用と暮らしをまもる緊急対策の強化を国に求める意見書提出を求める請願、日程第2、平成21年請願第2号 平成21年度税制「改正」関連法案において、消費税の税率引き上げをおこなわないことをもとめる請願、および日程第3、平成21年請願第3号 アフリカ・ソマリア沖への自衛艦派遣に反対する請願の以上3件を一括議題といたします。総務文教委員長・南雲淳一郎君の審査報告を求めます。

南雲総務文教委員長 おはようございます。それでは3月4日総務文教委員会に付託されました請願3件の審査についてご報告をいたします。

請願第1号 金融危機に端を発する大量解雇・雇い止めから雇用と暮らしをまもる緊急対策の強化を国に求める意見書提出を求める請願についてであります。紹介議員から説明をいただいた後、質疑をいたしました。

質疑は1件ございました。請願者は請願項目の1から3の中で一番重点を置いている項目はどの項目かの質問に対しまして、紹介議員からは全項目である。資本金10億円以上の大企業の内部留保資金が20兆円を越えているこういう時期にこそ、大企業は内部留保を活用すべきと思う。その下の会社については政府が援助救済をすべきだとの答弁でありました。討論なく採決の結果、賛成少数で不採択であります。

請願第2号 平成21年度税制「改正」関連法案において、消費税の税率引き上げをおこなわないことをもとめる請願についてであります。紹介議員の説明の後、質疑を行いました。質疑は2件ございました。

年金などの社会保障財源をどこに求めるのかの質問に対しまして紹介議員からは、消費税増税は福祉充実にまわっていないと。国民の納めた消費税は大企業の国際競争力をつけることとか、開発を進めるための大企業の減税に回った。財源は行政独立法人に大鉈を振るうべきだ。年間12兆円を天下り役人のために使っている。アメリカがグアムに基地を移転するのに3兆円もの負担をしている。こういうことを止めて福祉に回すべき。消費税の増税はなしにやれると思うとの答弁でありました。

また、請願団体が消費税廃止の団体である。廃止の考えということになると、今後は少子化となり所得割りだけでは大変だと思う。消費税増負担はやむを得ないと思うがの質問に対しまして、請願団体は消費税ができたときからの団体である。消費税を止めることは行政運営上無理と思う。食料品については廃止すべきで当面は非課税とし、将来なくするという団体と思う。との答弁でありました。討論なし。採決の結果、賛成少数で不採択となりました。

請願第3号 アフリカ・ソマリア沖への自衛艦派遣に反対する請願についてであります。紹介議員の説明の後、質疑討論なく採決の結果、賛成少数で不採択であります。以上であります。

議長 総務文教委員長の審査報告に対する質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

平成21年請願第1号 金融危機に端を発する大量解雇・雇い止めから雇用とくらしをまもる緊急対策の強化を国に求める意見書提出を求める請願に対する討論を行います。まず本請願に賛成者の発言を許します。

笹木信治君 おはようございます。私は請願第1号 金融危機に端を発する大量解雇・雇い止めから雇用とくらしをまもる緊急対策の強化を国に求める意見書提出について原案賛成、委員長報告に反対の立場から討論をするものであります。

今回の金融危機、これはアメリカ発というようなことを言われておりますが、アメリカだけが悪いわけではなくてやはり私はこのバブル経済を助長した新自由主義に根幹があると考えております。

それはさておきまして、ここから今、大量解雇これがこの3月の末に一層拡大して最終的には8万5,000を超えるであろうと言われております。大変なことでありますが、こうした事態を引き起こす主たる原因は小泉内閣による労働基準法の改悪によって派遣労働者、製造業にも派遣労働者を許したということから始まっているわけでありまして、非正規労働者が労働者の半分にもなるという事態が発生しているわけでありまして、この非正規労働者の低賃金から正規労働者の賃金も下がるという事態が起こったわけでありまして。

近々日本の経済は何回かこの経済の波、いざなぎ景気であるとか、バブルの景気であるとか、今回はかげろう景気というようなことを言われておりますが、何回かこの景気の波はあるのですけれども、今回のこのかげろう景気の特徴は会社の内部留保や株式の配当は増えたのだけれども賃金が下がったということが特徴であります。今までの景気の波では賃金も一緒に上がったわけですが今回は下がった。このことが今の国民の国民的な不況を作り出しているということでありまして。

これを救済する措置が必要であるということでありまして。下に掲げてある3項はまさにそのことを要求しているわけでありまして。あさって皆さんもご承知のように年越し村、年越しのあの派遣村の村長さん湯浅 誠さんという人が、いよいよ総理官邸に行って窮状を訴えるということが新聞に報道されております。事態はここまできているわけでありまして。

こうしたことから言いましても、今まさに国が取り組むべき最優先の課題であります。国は企業への景気対策はそれなりにあるのですが、実際、生活困窮者や派遣労働者への救済措置が少ないということでありまして。雇用保険、失業保険であります。これも従来は6カ月

で資格が取れたのですが、これを1年に改悪しております。このために失業保険をもらう人が少なくなっている。6兆円も今あまっているわけであります。

当役所においても1年未満の臨時労働者について雇用保険をかけておりません。これは1年以内では資格はできないからだという理由であります。これもこうしたこともやはり失業して失業保険をもらえないという労働者を作り出す大きな要因になっていると思うわけがあります。

こうしたことからこの下の2項、3項それぞれ大変重要な、今こうした派遣労働者、解雇された派遣労働者の救済措置をただちにとるべきというのが本請願の趣旨であります。現下の情勢の中でなんとしてもこのことは必要であると考えますので、皆さんのご賛同をお願いして委員長報告に反対するものであります。以上。

議長 次に本請願に反対者の発言を許します。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。この採決は起立によって行います。平成21年請願第1号 金融危機に端を発する大量解雇・雇い止めから雇用と暮らしをまもる緊急対策の強化を国に求める意見書提出を求める請願、本請願に対する委員長の報告は不採択です。よって本請願は原案についてお諮りいたします。本請願を採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立少数。よって平成21年請願第1号は不採択とすることに決定いたしました。

議長 平成21年請願第2号 平成21年度税制「改正」関連法案において、消費税の税率引き上げをおこなわないことをもとめる請願に対する討論を行います。まず本請願に賛成者の発言を許します。

笹木信治君 請願第2号 平成21年度税制「改正」関連法案において、消費税の税率引き上げをおこなわないことをもとめる請願について、原案に賛成、委員長報告に反対の立場で討論をするものであります。本請願はこの自公政権が今政権内において、いわゆる2011年までに消費税の増税をやるというその関連法案、これを審議入りしたということですが、このことが問題であります。

本来消費税の増税というような国民に負担をかける大きな課題では、当然それを提起する政権は総選挙の洗礼を受けるわけでありますが、今これを提起している政権がそうした総選挙の洗礼を受けていないと。国民の審判を受けていないということが、まずあると思います。そしてこの税制関連法案を通しますと、近々行われる総選挙でどういう政権ができようが、法令の上で消費税の増税をしなければならないというふうに、縛りをつけることに目的があるわけであります。

私どもは今ほど申し上げたように、こうした大きな問題は総選挙の国民の争点として、議論することがまず大前提であろうと思うわけであります。消費税自体についていえばすでに知られているところでありますが、低所得者には一番重い税率となるものであります。社会保障の拡充というようなことを言っておりますが、そういう社会保障の拡充のための税制としては最も不適合ななじまない方針であると思うわけであります。

私たちは消費税が制定して以来、すでに200兆円を超える消費税を納めております。しかし、その消費税制定もそうでしたが、途中で5パーセントに引き上げるときも福祉の拡充のためということがその増税の言い分でありまして、このことに国民はだまされ続けてきたというのがあると思います。何と申しますとこの消費税増税の同じ期間に、法人三税、この減税が資本金10億円以上の大企業において164兆円、その減税のために使われているということであります。

私はこういうことであれば消費税を上げるのではなく、この大企業にまけてやっている減税を元に戻せば十分その費用は出ると思うわけであります。そうしたことからこの消費税の増税がいかに道理に合わないものであるかということは論を待たないことであります。年金のためであるとか、社会保障のためであるとかという呼びかけにだまされないことが大事ではないかと思うわけであります。仏の顔も三度であります。このことを断じて許してはならないと思うわけであります。以上をもって原案賛成、不採択とした委員会報告に反対するものであります。以上。

議長 次に本請願に反対者の発言を許します。

腰越 晃君 おはようございます。言わなければだめな部分もあると思いますので、本請願に反対の立場で討論をさせていただきます。現在の国家財政を考えた場合に消費税増税については避けられない状況であります。ただし、現在の国家財政の透明性、税金のむだづかい、こうしたものはきちんと改革をした上で国民にその負担を求める、これがやはり筋であろうと私は考えております。この請願のように一方的に消費税増税をしないようにということは全く現実を無視した主張であると私は考えております。

大企業の内部留保について述べておられます。内部留保それからあと法人税減税について述べられておりますが、日本は現在のグローバリズム経済の中におきましては、やはり輸出関連産業が牽引をしてひっぱってきた。これからもそうした状況は大きくは変わっていかない。そういう中ではこうした大企業がきちんと国際的な力をつけていくということが、今必要であろう。いいか悪いかは別問題として必要であろうと考えております。

国際的にみても日本の法人税の税率は、決して安いものではなくてむしろ高い、そういう現状であります。そうしたことも考え合わせ、また企業の内部留保についてもやはりこれだけ大きな力を持っている大企業、ある程度認めてやらないと、国内のいわゆる価値観だけでは押し量れない部分もあるかと思えます。これは今後の課題として残っている。そうは思いますが、現状で内部留保をすべて吐き出せというようなことは言えないというように考えております。

また、先ほどの請願にも関連しますが、多様な働き方、これは今の日本社会に必要なものであります。やはりこれだけグローバル経済が広がっていく中で、中国、インドこうした途上国がその力を増していく中で、やはり日本社会に求められているのはそうした多様な労働のあり方、こうしたものを考えていかなければならないのです。そういうところで発生した問題であるというようにとらえております。これはやはりきちんと将来を見据えた中で処理していかなければならない問題であるというように考えております。

決して問題提起としては悪くないと思いますが、一方的にそうした今の主張のようなものは、厳しいのではないかというように考えております。以上、反対討論とします。

議長 討論ありますか。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。この採決は起立によって行います。平成21年請願第2号 平成21年度税制「改正」関連法案において、消費税の税率引き上げをおこなわないことをもとめる請願、本請願に対する委員長の報告は不採択です。よって本請願は原案についてお諮りいたします。本請願を採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立少数。よって平成21年請願第2号は不採択とすることに決定いたしました。

議長 平成21年請願第3号 アフリカ・ソマリア沖への自衛艦派遣に反対する請願に対する討論を行います。まず本請願に賛成者の発言を許します。

岩野 松君 請願第3号 アフリカ・ソマリア沖への自衛艦派遣に反対する請願に賛成の立場で討論に参加いたします。政府は海賊対策を口実にソマリア沖へ海上自衛艦2隻を14日に出港させてしまいました。これは復興支援などを目的に掲げたこれまでの自衛隊の海外派兵とは大きく異なり、しかも1万2,000キロという非常に遠方でもありますが、危害を加える海賊の撃退を任務にも含み、銃撃戦に直面する可能性は大きく拡大することになります。

これまで基本的には生命、身体の保護のために限っていた武器の使用を、任務遂行のためにも拡大しています。任務遂行のための武器使用は、憲法9条が禁じている武力行使に該当することはないとは言いきれない、としてきた今までの政府見解に照らしても、絶対に許されないことであります。

海賊とは犯罪行為であり、その取締りには警察力、海上保安庁が今までやってきておりました。日本は海外派兵でなく周辺国の沿岸警備強化のために財政的な、技術的な支援を行うことこそ必要だし、そのことは周辺国からも求められているものであります。問題の根本解決のためには、今のソマリアの内戦終結をすることを始め、崩壊したソマリア国家とこの地域を政治的にも経済的にも安定させ、貧乏を無くすことだといわれております。そしてその

ための国際的な協力が不可欠でもあります。日本はそれを促進するための外交努力こそ図るべきである。

しかし、政府は出してしまいました。しかも海賊対策名目の新法案をも強行させようともしています。憲法9条にも違反するこの政府の態度に抗議する意味でも、この議会でもこの請願にぜひ賛成の態度をして欲しいという思いで討論に参加しました。大勢の皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

議長 次に本請願に反対者の発言を許します。

阿部久夫君 おはようございます。請願第3号 アフリカ・ソマリア沖への自衛艦派遣に反対するに反対する立場から討論させていただきます。ご存知の日本のこの輸出、輸入で、すかほとんど90パーセント以上が海外からの輸入に頼っております。そうしたとくにエネルギー、石油、鉄鉱石などはもう100パーセントに近いほど。この日本はいずれにせよ輸入に頼らなければ、なかなか今の日本の国民の生活は成り立っていかない、そういう今の状況であります。

そうした時に今このソマリア沖には海賊船で、しょっちゅうテレビ等にもう何人か殺されたとか、そして海賊船にやられたとか拉致されたとか、そういったのが載っています。ソマリア沖には20カ国のそれぞれの国、アメリカ、イギリス、ロシア、中国そういった先進国が全部そこに集まって、輸送船を守っているわけでございます。そこは今まで日本の人は海上保安庁が行っていますけれども、私はやはり対等に各国と一緒にあってそこを守っていくためには、やはりそれ相当の準備をした中で整備したものを派遣すると。これはやはり必要だと思っています。

自分だけよくなるなんて思っていれば、とんでもないことだと思っています。やはり一緒になってみんなの国と一緒に力をあわせて、そして海賊船から守る。そんなソマリア沖なんて無法地帯ですから、もう、徹底的にある程度しなければやはりあれですよ。共産党さんみたいなことを言っていれば本当に取り残されますよ。こうしてきちんと各国と足並みをそろえて、そうしてちゃんと守っていくということは、私は大切だと思っていますので、反対する立場で討論に参加するものであります。以上よろしくお願いいたします。

議長 討論ありますか。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。この採決は起立によって行います。平成21年請願第3号 アフリカ・ソマリア沖への自衛艦派遣に反対する請願、本請願に対する委員長の報告は不採択です。よって本請願は原案についてお諮りいたします。本請願を採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立少数。よって平成21年請願第3号は不採択とすることに決定いたしました。

議長 日程第4、第13号議案 平成21年度南魚沼市下水道特別会計予算及び日程第5、第14号議案 平成21年度南魚沼市水道事業会計予算の2件を一括議題といたします。2件について産業建設委員長・樋口和人君の審査報告を求めます。

樋口産業建設委員長 おはようございます。それでは3月4日に産業建設委員会に付託されました2件につきまして、審査結果の報告をいたします。まず審査の期日でありますけれども21年3月6日金曜日であります。委員全員の出席、また議長からも出席をいただきました。また数名の熱心な議員の方の傍聴もございました。

審査の内容でありますけれども、そこへ記載のとおり、それぞれ関係の執行部の皆さんの出席を得て内容の説明を受け、その後質疑応答そして審査ということであります。審査の結果であります。第13号議案 平成21年度南魚沼市下水道特別会計予算について委員会としては原案どおり可決といたしました。

若干の説明をいたします。議案の説明の中で平成25年の完成を目指して順次進めてきたが、ともすると若干の遅れが出るかもというような説明があったことに対しまして質疑がありました。これに対しましては現在の事業区域、昨年から行っているところが予想以上に大きな石などがあって工費がかさむということや、経費負担の節減のために借換債を利用して行っているわけですが、この借換債を使うにはいろいろな制限があってこれらをクリアしていくためにはこれ以上の起債増はできないというようなことなどがありました。ただ、これも伸びると決まったわけではなくて、25年完成に向けて今後また具体的に数字を詰めていくということでありました。

また、城内、五十沢地域の農集を流域につないだらどうかという質疑がありましたけれども、この件については下水道課としても随時検討していきたいということでありました。

また、下水道台帳の作成委託についてであります。下水道台帳の整備率について質疑がありましたけれども、下水道が整備されてそれから1年遅れであるが、その1年遅れてきちっと100パーセントずつ整備ができているということでありました。そのほかに財政健全化計画の中で新規の箱や公債費を計画どおりにできているかという問いに対して、健全化計画に基づいて財政、企画、市長と協議をしながらやっていっているということでありました。こういった質疑応答があった後に討論に移りましたが、討論がなく全員一致で原案可決となっております。

続きまして第14号議案 平成21年度南魚沼市水道事業会計予算であります。これについても当委員会として原案どおり可決と決しました。若干説明をさせていただきます。

議案説明の中でもございましたが、遠隔監視システムの導入について国の補助を受けられるというようになったことで、このことが工事費の軽減になるということで、水道料金を抑えていくことにつながるのかということで質疑がございました。そのことによって料金が下がるというよりも、この時期少しでも市民の方の元気が出るように一時でも料金を下げたいというような話の中で答弁がございました。

また、水道料金の収納業務委託を1名から2名に増やすということについて質疑がありました。これについてはこの世情の中、できる限り多くの方から収納したいという旨の答弁がありました。その他、工事費の支払いの件につきましてですが、発注から工事が終わってから検査までの間が非常に長くかかるということで、業者としては工事が終わっていても支払いがなかなか入らないということについて、今後は是正できないかという質疑がございましたが、これについては検討してなるべくこういう時期ですので、業者の方に負担がかからないように検討していきたいという旨の答弁がございました。その後、討論に移り討論なし全員一致で可決となりました。以上報告といたします。

議長 2件を一括して委員長の審査報告に対する質疑を行います。

中沢俊一君 水道料金の値下げに対する審議があったやに今、聞いておったのですが、この値下げ財源についての審議はあったでしょうか。

樋口産業建設委員長 ございました。これについてはその財源ということですが、今、高料金対策ということをして100パーセント繰り入れの中でやっているということであるが、この高料金対策の繰り入れということではなくて、7億5,000万円ぐらい繰り入れてもらうと、なんといいいますか、定額で毎年いいいますか高料金対策という意味ではなくて定額で一般会計から入ってくると、非常にまわしやすいのだが、ということでこのことについては今、協議を始めたという質疑応答ございました。

議長 質疑を終わることあにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 第13号議案 平成21年度南魚沼市下水道特別会計予算に対する討論を行います。まず原案に反対者の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成者の発言を許します。

(「なし」の声あり)

討論を終わることあにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第13号議案 平成21年度南魚沼市下水道特別会計予算、本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することあにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第13号議案は原案のとおり可決されました。

議長 第14号議案 平成21年度南魚沼市水道事業会計予算に対する討論を行います。ありませんか。まず反対者の発言を許します。反対者ありませんね。

原案に賛成者の発言を許します。

岩野 松君 私どもは今まで水道会計予算には反対の討論をずっとしてきましたが、今回賛成する立場で討論に参加いたします。昨年の決算審議でもダム建設やそれから人口の伸びに対して過大投資を認める判断があり、しかも値上げをしない努力に対しても賛成もいたしました。今年の予算でもこの厳しい情勢をかながみて高料金対策100パーセント繰り入れ値上げをしないということでもあります。しかも、先ほども質疑がありましたが、私も常任委員会を傍聴しておりまして、6月の議会で補正に これは半年間だそうでございますけれども、今の情勢をかながみたかたちでの値下げをするという審議もありました。

生きる命綱の水道です。繰り上げ償還なども努力され、引き続き値下げを期待してもおりますけれども、そういう意味で評価をいたします。しかも、この間の常任委員会の中では新しいシステムに替わるのも15億円の積み立てがあるのですが、10億円ぐらいの範囲で何とかしたいということも、私どもの提案にもしておりました。そういう意味でも賛成の討論に今回参加することにいたしました。よろしくお願いいたします。

寺口友彦君 おはようございます。私は市民クラブを代表しまして水道企業特別会計予算について賛成の立場で討論に参加をいたします。先ほど共産党議員の方から賛成討論がありましたが、私は今回の予算の中で一番注目すべきは遠隔監視システム整備工事であります。これは全国で初めての試みということでもあります。こういうシステムを導入しながら、簡易水道を浄水に組み込みながらも、安心・安全な浄水を市民の皆様にもどのように供給をしようかという、そういう新しい取り組みをしている。このことは大いに評価すべきだと考えております。

収納率を見ましても減年分については97.5パーセント。滞納繰越についても40パーセントと、その意気込みを感じるものであります。ただ、残念ながら優良債を除きましても170億円あまりの起債を抱えているというこの現実には逃れることはできません。こういう会計、当市の水道会計の問題を含めながらもいかに安心・安全な上水を住民の皆様にも供給をしながら老朽管の改修、改良工事に今年度は2億7,050万円ではありますが、この工事を粛々と進め、住民の皆様方に安心していただけるような水道事業を展開していく。そういうことを期待申し上げまして賛成討論とするものであります。

議 長 討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議 長 採決いたします。第14号議案 平成21年度南魚沼市水道事業会計予算、本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第14号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第6、第9号議案 平成21年度南魚沼市国民健康保険特別会計予算、日程第7、第10号議案 平成21年度南魚沼市介護保険特別会計予算、日程第8、第11

号議案 平成21年度南魚沼市老人保健特別会計予算、日程第9、第12号議案 平成21年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計予算、および日程第10、第15号議案 平成21年度南魚沼市病院事業会計予算の以上5件を一括議題といたします。5件について社会厚生委員長・牛木芳雄君の審査報告を求めます。

牛木社会厚生委員長 それでは3月4日に社会厚生委員会に付託をされました審査報告をいたします。期日であります平成21年3月9日、全員の委員の出席でありました。議長からも出席をいただいております。内容であります福祉保健部長、市民生活部長、大和病院事務長ほかそれぞれの課長等の出席を求めて審査を行ったところであります。

まず最初に第9号議案 平成21年度南魚沼市国民健康保険特別会計予算これでありませんが、説明質疑の後に討論を行いました。賛成討論1、反対討論1でありました。最初に反対討論でありますけれどもこのような内容でありました。妊婦健診が14回実施されておると。そして保険税の滞納世帯であっても、その子供については保険証が交付されることになった。しかし、滞納世帯にかかわる1,000数百世帯ある滞納世帯に係る160を越える資格証の交付、これがお年寄り、あるいは弱者についてまだ見極めが不十分であるので反対である。このような反対討論がありました。賛成討論は保険料の値下げをきちんと目的を持ってやっていただきたい。こういうことを付け加えて賛成をすると、このような討論がありました。

採決の結果、賛成7、反対1、原案可決でありました。

次に第10号議案 平成21年度南魚沼市介護保険特別会計予算であります。これも質疑応答の後、討論を行いました。反対討論がありました。介護保険料の11.7パーセントの引き上げだ。そして400名に迫る施設入所希望者があるけれども、なかなかその解消策が不十分であるということでありました。さらなる保険料の減免、あるいは活用利用料の減免などを求めるために反対をします。このような討論でありました。

採決の結果、賛成7、反対1、原案可決でありました。

次に第11号議案 平成21年度南魚沼市老人保健特別会計予算であります。質疑討論ともなく全員一致で原案可決でありました。

次に第12号議案 平成21年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計予算であります。これについても質疑答弁のもと討論を行い、反対討論1、賛成討論1でありました。この中に反対討論ですがこのようでありました。予算の中身、保険料は市の繰出金であります。この制度自体に反対をするものであるということでありました。したがって反対ということでありました。参議院では廃止法案が可決された。近く行われる総選挙結果いかんによってはこの法案も廃止されるものであると。このような反対討論でありました。

賛成討論はこのようであります。天下の悪法と呼ばれたこの制度も1年が経過をして現在何も問題が起きてはいない。高齢者の負担がなければこれからの医療を賄うことができない。基本的には医療費はできるだけ平等に納入することが重要だと認識をしている。所得格差の少ない後期高齢者医療特別会計には賛成をするものだ。このような賛成討論がありました。

採決の結果、賛成7、反対1、原案可決であります。

次に第15号議案 平成21年度南魚沼市病院事業会計予算であります。これには質疑答弁がありましたほかに討論がありました。賛成討論1であります。

採決の結果全員一致で原案可決であります。以上であります。

議長 5件を一括して委員長の審査報告に対する質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 第9号議案 平成21年度南魚沼市国民健康保険特別会計予算に対する討論を行います。まず原案に反対者の発言を許します。

笹木信治君 第9号議案 平成21年度南魚沼市国民健康保険特別会計予算、反対の立場で討論をするものであります。国民健康保険税は前年度対比で7,129万円の保険税が増であります。総額は16億1,209万円ということであります。増大する医療費の中で保険税も増えてくるということではありますが、このことから保険税の引き上げかという思いもありましたが、ご説明の中では基金の取り崩しもしながら、保険税の引き上げを避けたいという説明がありました。

現下の経済情勢の中で適切な処置であるというふうに、そのことは思うわけであります。そうしたことは評価しながらも依然として国民健康保険税が高すぎるという点では全国共通の課題であります。払いたくても払えないという滞納者が依然として増える傾向にあるというわけであります。このことから保険証を交付しない、この給付制限。これが大きな社会問題になっております。本市においても短期保険証を3カ月が249、6カ月が66、資格証が154と469世帯に給付制限がされているわけであります。

保険証がないということは言うまでもないことではありますが、医療機関の窓口で10割を負担するというところであります。もとより生活困窮者がそうしたお金を払えるわけがありません。当然医者へ行かないという事態が生じてくるわけであります。まさにことは市民の命の問題であります。

私どもは病人、あるいはお年寄り、子どものいる世帯においては、滞納があっても保険証を交付すべきと主張してまいりました。このたび子どもについて保険証が交付されるということが決まりまして、その一角が認められたわけであります。なおいっそうの前進を願って反対討論とするものであります。以上であります。

議長 次に原案に賛成者の発言を許します。

佐藤剛君 第9号議案 平成21年度南魚沼市国民健康保険特別会計予算、私は市民クラブを代表いたしましてこの件について賛成の立場で討論に参加をさせていただきます。健康保険これは国民相互の助け合いのもとでありまして、その中でもこの国民健康保険はその国民皆保険制度を支える基盤でありますので、病気になったとき誰もが安心して医療にかかれるようになっていなければならないわけであります。

そのためにはよく言われることでありますが、今ほど笛木さんの言葉にもありましたけれども、払えない国保であってはならないわけでありまして。その意味では笛木議員の言うように国保税は安い方がいいに決まっています。まして今の雇用状況も経済情勢も厳しい状況にあります。これからさらに市民の収入の落ち込みが懸念されるという中でありますので、なおのことです。

したがって国も市も経済対策を積極的に行っているわけでありまして、昨日議決しました21年度の一般会計予算を見てもそれが伺えるところであります。そこでこの時期、経済対策を行いながら、なおかつどこまで市民の安全・安心のために国保会計の中で努力したか、できたかということでもあります。

そういう観点で平成21年度の国保会計の予算をみれば、基金を1億円取り崩し、基金残高がこれで3億少々になってしまう見込みだということではありますが、これでは新型インフルエンザ等予期せぬ医療費増を考えれば、私は大きな不安もあるわけではあります。けれども、この時期の住民の負担を少しでも軽減をしようとする努力の現われとして、むしろ評価できることだと私は思います。

さらに国の話も含めると、制度改正でさきほどちょっと話もできましたけれども、資格証明書交付世帯の中学生以下の被保険者に対する対応、そして出産育児一時金の引き上げ、70歳以上75歳未満の被保険者の負担見直しの凍結、さらには高額療養制度についての負担軽減などなど、負担の軽減も考えているわけでありまして。

以上のことを考え合わせれば、財政が豊かで繰り入れも可能な時期、または基金も豊富という時期であればともかく、今日的な財政事業と先々の安定した国保会計の維持からは、今予算申請は現状ではやはりよしとしなければならないというふうに私は思います。といいましても国保税、先ほどの話にもありましたように、市民誰もが安心して医療にかかれることは誰もが望んでいることでありますので、そのためには一方では医療費抑制のための今まで以上の対応をお願いいたしまして、賛成の討論といたします。皆さんの賛同をお願いいたします。

議 長 ほかに討論ありますか。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議 長 採決いたします。本案に対する委員長の報告は原案可決です。第9号議案平成21年度南魚沼市国民健康保険特別会計予算、本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数。よって第9号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 第10号議案 平成21年度南魚沼市介護保険特別会計予算に対する討論

を行います。まず原案に反対者の発言を許します。

笛木信治君 第10号議案 平成21年度南魚沼市介護保険特別会計予算、反対の立場で討論をするものであります。介護保険は高齢化率の進行とともに、その介護量も増大し、総額の1割を保険料、利用料も1割という仕組みでありますから、この増大するとともに利用者あるいは被保険者の負担が増大していくという仕組みになっているわけであります。

この第4次計画はこの4月から始まりますが、本予算ではこうした増大する介護保険に対応するために保険料の11.7パーセントを引き上げるということでありまして。この保険料制定にあたっては、従来の6段階を8段階にして低所得者への負担の軽減も図ろうと工夫もされております。もちろんそうしたことで低所得者、あるいはその他の負担が軽減されるというものではありませんが、基準平均値で4,395円ということでありまして、県下でも有数の保険料となったわけでありまして。

私はひとつにはやはりこうした枠組みが今後増大する介護料のことを考えますと、すでに限界にきているのではないかと思うわけでありまして。こうした問題提起が今後必要になっていくと思うわけでありまして。もう一つの大きな問題は施設入所希望者が増大し続けるということでありまして。当市でも400名前後の待機者がいるということでありまして、第4次計画では100名前後なんとかその施設で、ということでは工夫をされておるようでありまして。計画もあるようでありまして、まさにこれでは焼け石に水でありまして、依然として保険あって介護なしという状態が続いているのではないかと思うわけでありまして。

増大する在宅介護、老々介護あるいは忍忍介護。介護のために職を離れるというような例がやはり増大しております。これがやはり深刻な事態を引き起こすことにもなりかねないということが指摘されているわけでありまして。私は一般質問でも市長にこうした現場の声、こうした枠組みの限界をぜひ上にもあげてもらおうよという要請をいたしました。

こうしたことを現場から、あるいは行政から上にあげていってこの制度を改革していくことが、今求められているのではないのでしょうか。そうしたことも付け加えながら、なによりも国庫負担を元に戻す。このことが一番大事であると思っておりますが、そうしたことを求めて反対討論とするものであります。以上であります。

議長 次に原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。本案に対する委員長の報告は原案可決です。第10号議案 平成21年度南魚沼市介護保険特別会計予算、本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数。よって第10号議案は原案のとおり可決されました。

議長 第11号議案 平成21年度南魚沼市老人保健特別会計予算に対する討論を行います。まず原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

(「なし」の声あり)

次に賛成者の発言を許します。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第11号議案 平成21年度南魚沼市老人保健特別会計予算、本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第11号議案は原案のとおり可決されました。

議長 第12号議案 平成21年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計予算に対する討論を行います。まず原案に反対者の発言を許します。

岩野 松君 第12号議案の21年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計予算に反対の立場で討論に参加いたします。これは保険料とそれから繰入金でもってやっておりますが、これに対してどうこう言うわけではありません。この制度は75歳で線引きをして今、非常に大きな反対があって、年金天引きはいろいろ新しいかたちでまた希望者は、というのがあります。しかし、その医療内容も差別され、私どもは制度そのものにも反対しております。

そして聞くところによりますと今まで高額医療の還付金3カ月だったのが、今度は4カ月になったと。お年寄りを差別しながら遅くするというのも私はいかななものかという思いで、非情に感じております。参議院では反対が多数を占めておりますし、また、総選挙が近く行われますがその結果によっては、これはなくなる可能性もあるということでありまして、そういう立場も含めてこれは反対をするということに私は討論に参加いたしました。ぜひ、大勢の皆様のご賛同もお願いいたします。以上です。

議長 次に原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。本案に対する委員長の報告は原案可決です。第12号議案 平成21年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計予算、本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数。よって第12号議案は原案のとおり可決されました。

議長 第15号議案 平成21年度南魚沼市病院事業会計予算に対する討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第15号議案 平成21年度南魚沼市病院事業会計予算、本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第15号議案は原案のとおり可決されました。

議長 ここで暫時休憩をいたします。再開は10時55分といたします。

(午前10時38分)

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時55分)

議長 日程第11、第38号議案 字の変更についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

総務部長 それでは第38号議案 字の変更について説明を申し上げます。地方自治法第260条第1項の規定によりまして当市の区域内の字を別紙のとおり変更し国土調査法第19条第2項の規定による国土調査の成果の認証の日から施行するものとするものでございます。

詳細の説明は5ページをお願いいたします。ここに理由書があります。申し上げますが、南魚沼市国土調査第1-2計画区(五日町)でございますが、この実施にともないまして混在する五日町字久祢からみ、字祢からみ、字屋敷添、字町尻、字古屋敷、字西浦、字阿ミダ堂の各字を、それぞれ変更し整理するものでございます。

水頭川の流路変更により寺尾側になった五日町字水頭の一部を寺尾字水頭に変更し整理するものであり、あわせて一画地でありながら字の相違により合併できない筆の字を整理するものでございまして、裏をご覧いただきたいと思っております。

魚野川の左岸から西山の方に向かった五日町駅を通った赤でくくったところが第1-2の計画区でございます。新旧対照は3ページ、4ページに記載してございます。よろしくご審議の上、ご決定をお願い申し上げます。

議長 質疑を行います。

山田 勝君 この地名についてのいわれみたいなのは、調査はされているのでしょうか。

総務部長 これは国土調査に基づいて実施をして、字の変更を行うものであります。そういう中で当然その地域の方々と話をして、この新たな字の名称を定めたというかたちで理解しております。

山田 勝君 実はこの地図の上の方に城山のお城の跡があるわけなのですが、それがいわれでは寺尾城ではないかと。そうしますとそういうずっと下がってきますと、お館の遺跡というのも今町近辺にあります。そういうことでそういったずっと歴史のないわれがある部分があるのではないかと思うのですが、その辺きちんと調査をして残していただければ、こういう整理はいいと思うのですが、調査されていますかどうか。

建設部長 初めて正直な話、聞かせていただく内容でございまして、当然認証を受けての話でございますので調査をしていると思うのですが、実態を正直把握してございませんので、後ほど確認をさせていただきます。歴史のないわれがあるということでございますので、その辺も確認をさせていただきます。以上でございます。

山田 勝君 そういうことで古文書のマイクロフィルム化という部分も、当村から出してもらったのが最近返ってきまして、その説明会がありました。こういう地名だからこういう歴史にはこういうふうにかかわっているのだというのが、非常に私自身も関心がありましたので、これはきちんと、ただ、ただ、現在の整理のためというのではなくて、もとはどうだったんだということまできちんと確認したうえでやっていただければと思います。

市 長 おっしゃることはごもっともであります。国土調査をやる際に、昔のいろいろな小字が残っている部分を一応統合しようとか。新しい名前を付けるということはまずほとんどありませんけれども。そういう中ではどこまで調べたかというのは、これから調査しますけれども、その歴史的価値があるから字を残すという部分については、国土調査の方ではそう考慮はしません。しますが、地元の皆さん方ときちんともう字がさっきちょっとここにありますがけれども、一つの筆が字で分かれているとか、そういう部分も含めて相当綿密に打ち合わせをしながらやるわけありますので、ご心配なことはないと思います。

それで例えばではそれが反対であれば、これはなかなかこういう議案になっては出てきませんので、まずは大丈夫だと思っておりますのでよろしくお願ひしますし、それから歴史に残るという部分は、古文書の中ではこうであったけれども、いつ頃にこういう要因によってこういうふうに変ったというふういきちんと残ってきますので、もし変ったとしますと。ですからそれはそうご心配なさらなくてもいいような気がいたしますので、一応付け加えておきます。

建設部長 申しわけございません。今国土調査の室長が参りましたのでちょっと答弁させます。

国土調査室長 字の変更につきまして私の方で説明いたしますが、今ほど質問のありました内容についての詳細な部分の調査まで、その部分までは調査を実はしておりません。ということでよろしくお願ひいたします。

議 長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第38号議案 字の変更については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第38号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第12、第39号議案 南魚沼市ふれ愛支援センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

福祉保健部長 39号議案につきまして提案理由の説明を申し上げます。設置所につきましては12月の定例議会で可決をお願いしたとおりであります。今回指定管理者の指定についてお願いをするものであります。

1 公の施設の名称、南魚沼市ふれ愛支援センター。2 指定管理者に指定する団体。所在地 南魚沼市坂戸399番地1、名称 社団法人南魚沼シルバー人材センター、代表者 理事長 関 永一。3 指定の期間 平成21年4月1日から平成31年3月31日まで、期間10年間であります。

資料3ページをお願いします。まず施設管理の基本方針としまして記載をされておりますが、条例及び法令を遵守し、これに沿った施設の運営を行うとともに、利用者が利用してよかったと喜ばれる施設となるよう努力をしますというものであります。2の施設の概要につきましては、各々記載のとおりであります。

4ページをお願いします。3の運営計画につきましても記載のとおりでございます。4のふれ愛支援センターの収支計画であります。これは21年4月1日から平成22年3月31日までの1年間です。

まず収入としましては施設利用料240万円ほどの計上です。率で19.4パーセント。次に南魚沼市よりの委託料としまして751万4,000円です。率で60.9パーセント。収入の合計としまして1,234万4,000円です。支出の方としましては人件費246万1,000円、率で19.9パーセント。光熱水道費619万2,000円です。率で50.2パーセント。需用費65万円、率で5.3パーセント。委託料としまして247万円、率で20.0パーセント。その他57万1,000円、率で4.6パーセントということになります。収入、支出とも1,234万4,000円で事業計画をされたものであります。

5の社団法人南魚沼シルバー人材センターにつきまして、代表者、所在、設立年月日、役員等に関する事項、概要各々記載のとおりであります。ご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

議 長 質疑を行います。

阿部久夫君 部長の方から説明がありましたが、期間が10年間でありますがその10年にしたという何か。普通だと3年ぐらいで変えていくというのではなくて、やはり10年というももちろん我々からみると長いなという感じがするのですけれど、その10年にした理由をちょっとお聞かせください。

福祉課長 この施設につきましては設置の目的のとおり子育て支援だとか、障害者の団体をメインにご利用いただくというふうなことで、指定管理につきましても管理の努力によって収益がおおいに上がるという施設でございません。そういった中で今、実際にシルバー人材センターに管理していただいておりますが、管理もきちんとしていただいておりますし、そういった部分ではそんなに変動がない施設ですので、10年やらせていただきたいというふうなことでございます。

寺口友彦君 4ページの収支計画、南魚沼市より委託料ということですが、一般会計の予算審議の中でほのぼの広場についてでありますけれども、私が聞き間違いだったかもしれませんが、その分の委託料を含んでいるということでしょうか。

福祉課長 こちらの方の委託には、ほのぼの広場の関係は含まれておりません。

牧野 晶君 ふれ愛支援センターの指定管理者ということですが、当初予算を調べた・・・当初予算に載っていたわけですね、確か。委託費って載っていませんでしたっけ。このところ、もし、ちょっと調べて今、時間がなかったのですね。なぜ予算後に出てくるのかなという点が1点、ご答弁いただければと思います。

福祉課長 どちらが先かというふうな問題になるかと思いますが、同一の議会期間内ですのでこの中で皆さんから決していただければ問題がないというふうに考えております。

議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議 長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議 長 採決いたします。第39号議案 南魚沼市ふれ愛支援センターの指定管理者の指定については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第39号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第13、第40号議案 市道の路線変更についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

建設部長　それでは第40号議案　市道の路線変更につきまして提案理由の説明を申し上げます。道路整備の状況にあわせまして5路線の路線変更を提案するものでございます。道路の種別、路線名、変更前と変更後の起終点の地番、それから規模の延長、幅員等につきましては記載のとおりでございます。

議案資料の図面の方で説明をさせていただきます。はぐっていただきまして3ページでございますが、図面番号1でございますけれども東泉田地内の1級市道の西泉田東泉田線であります。この路線につきましては今後、県が国道291号バイパスということで整備をするわけですが、そこに取り付く市道でございます、21年度事業が完了してございますので、その延長を増やすものでございます。要は終点変更をさせていただくものでございます。

次に図面番号2でございますが、図面番号2につきましてはジャスコの裏側、北側になるわけですが、2級市道の一国欠之上線でございます。終点地の余川窪線との変則交差点を八箇峠道路の用地買収の交渉の際に長岡国道事務所の方で地元の要望を受けまして、交差点改良を行ったところでございます。したがって新しくできあがった方の位置に終点変更をさせていただきたいということでございます。

次に図面番号3でございますが、その他市道でございます竹俣思川線、「たけまた」と読むのだそうです。普通「たけのまた」と読むのだと思うのですが確認をいたしました、「たけまたおもいがわ」線でございます。ほ場整備の関係がございまして道路ができあがっているわけでございますけれども、起点をでき上がった道路の方に変更させていただきたいというものでございます。

次、図面番号4でございますけれどもその他市道、北原片田線でございますが、ほ場整備によりまして道路の形状が変わっておりますので、新しくできた方への終点位置を変更するものでございます。

それから図面番号5でございますけれども、その他市道、来清住宅線でございます、2年前に開通いたしましたJRアンダー構造の来清東西線によって分断をされましたので、終点位置をJR線に、東側の方の市道に取り付け変更をしたいというものでございます。以上、簡単でございますが5路線の路線変更でございます。ご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

議　　長　　質疑を行います。ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑を終わることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議　　長　　討論を行います。

（「なし」の声あり）

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第40号議案 市道の路線変更については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第40号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第14、第41号議案 財産区管理会財産区管理委員の選任について(大字川窪財産区)及び、日程第15、第42号議案 財産区管理会財産区管理委員の選任について(大字塩沢財産区)の2件を一括議題といたします。2件について提案理由の説明を求めます。

市長 第41号議案及び第42号議案について提案理由の説明を申し上げます。41号はここに記載のとおり大字川窪財産区の管理委員の委員、前任者の方々がそれぞれ辞任をいたしまして、ここに記載のとおり川窪223番地小倉文夫さん、川窪161番地小倉秀夫さん、そして同じく川窪1220番地2小倉敏則さん、この3名の方を新たに川窪の財産区管理委員に任命をしたいと思いますのでございます。

お三方とも区の事情にそれぞれ精通しておりますし、識見ともに申し分ありませんので、よろしくお願い申し上げます。

42号についてご説明申し上げますが、同じく塩沢の財産区管理委員でございます。任命をいたしたい方が塩沢291番地小林幸一さん、そして塩沢227番地1の上村秀一さん2名の方でございます。先ほどの議案と同様、前任者の方の辞任によりまして、このお二人を新たに選任したいと思いますのでございます。お二人ともこれも同じでございますが区の事情等に精通しておりますし、識見ともに申し分ございませんので、皆様方のご同意をいただきたいものでございます。よろしくお願い申し上げます。

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 お諮りいたします。本2件は人事案件でありますので討論を省略したいと思いますがご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を省略いたします。

議長 順番に採決いたします。第41号議案 財産区管理会財産区管理委員の選任について(大字川窪財産区)本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立全員。よって第41号議案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に第42号議案 財産区管理会財産区管理委員の選任について(大字塩沢財産区)本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立全員。よって第42議案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議長 日程第16、第43号議案 南魚沼市職員定数条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長 第43号議案 南魚沼市職員定数条例の一部改正について説明を申し上げます。平成21年度から監査員事務局に事務局長を置き、体制強化を図ることから、めくっていただきまして監査委員事務局職員2名となっておりますが、今度は3名になるということで定数条例の改正をお願いするものでございます。あわせて市長部局の職員も現の職員数がだいぶ激減しております。よって590人から20人、20年当初の人数に近い数字550人を改正したいというものでございます。

以下、ほかの議会とか教育委員会いろいろございますが、実数とこの定数条例の人数は若干差はございますが、災害だとかいろいろな部分の臨機応変に対応するというので、市長部局の職員と監査委員会部局の職員の改正をするものでございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いをいたします。以上でございます。

議長 質疑を行います。ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第43号議案 南魚沼市職員定数条例の一部改正については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第43号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第17、第44号議案 南魚沼市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長 第44号議案 南魚沼市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について説明を申し上げます。本条例改正につきましては20年度の人事院勧告に基づきまして、職員の勤務時間の短縮。1日8時間でございましたが15分の短縮とするものでござ

います。それに関連した条例を一括改正させていただくということでございまして、3条立てになってございます。

1条につきましては、職員の勤務時間、休暇等での先ほど改正したものでございます。2条は同じくこの関係をします育児休業等に関する条例というところにも、この関係する部分が出てきておりますので、その関係する部分を改正するものでございます。3条といたしましては南魚沼市職員の給与に関する条例、ここにもその関連する部分が出てきておりますので改正するものでございます。

めくっていただきまして新旧対照表でございます。今まで説明したことがここに書いてございますが、まず1条関係といたしましては、2条で1週間の勤務時間を今まで40時間としておたわけてございますが、15分ずつを短縮するというので1週間38時間45分とするというものでございます。

それから3項につきましては今まで再任用の職員の部分で短時間の勤務の職、及び任期付き職員の職についてそれぞれ1週間あたりの勤務時間を定めているものでございます。16時間、32時間、任期付きについては1週間32時間というふうに定めてございます。これが1週間の時間が変わりますので、これを1週間40時間のところを38時間45分とします。これを比例計算をいたしましてそれぞれ新しい時間に改正していただくものでございます。以下そのような関連で改正してございます。めくっていただきまして4ページでございます。これも8時間を7時間45分というようなかたちの時間の変更でございます。

また、12条の3号でアンダーラインが引いてございますが今までこうこう、云々とありましたが公庫の名称を定めるということで公庫名称の変更ということで改正をさせていただきます。

5ページの第2条関係でございます。育児休業等に関するものでございます。これも先ほどと同じく第11条でそれぞれの時間が定めてございます。20時間、24時間、25時間というふうに定めてございますが、時間の短縮によりましてそれぞれ比例計算をいたしまして計上をさせていただきました。ただ、20時間については2項目があったわけですが、それが比例計算の関係で端数整理の関係で二つ出てきました。まず1点としては19時間25分のケースと19時間35分ということで二通り20時間が分解されたというかたちでございます。

それからめくっていただきまして6ページは今まで説明したとおり8時間が変わるというものでございます。7ページの職員の給与に関する条例でございますが、1日の勤務時間を変更し、1週間の勤務時間を変更するというものでございます。

この変更が可決いただければ、始まりと終わりは同じくして昼休みの時間を15分というようなことで現在考えておりますし、今20市の中で検討を含めて実施するというような市におきましては今16、調査時点では16の市が検討もしくは実施というかたちで今、進んでいるようでございます。以上でございますが、よろしくご審議の上ご決定を賜りますようよろしくお願いいたします。

議 長 質疑を行います。

岩野 松君 今の説明でわかりました。私一言いおうかなと思っていたのですが、15分短縮した分を、休憩時間を広げるということでもありますので賛成いたします。

関 昭夫君 まずお聞きをしたいのは考え方としては従来、以前の状態に戻すのだということだというふうに思っていますが、以前のものは住民が知らない間に休み時間があったという部分で批判を受けて今の現状になっているのかなという気もしていますし、今度は正面からそれを休憩時間としてとらえるということでは時間短縮ということだろうと思います。

時間短縮になるということは逆に考えると直接的には表にありませんが、給与のアップにもつながっているわけですし、その辺もきちんと考えた中で職務等にしっかりと励んでいただかなければいけないわけですから。

7時間45分にすることによって最終的にこの3条関係の第13条の3項でしょうか、なんか見ると結果として超過勤務の分で手当等も変わってくるわけです。割り増し給やなんかの支給要項が変わってくるわけですが、時間短縮をした結果として超過勤務手当が増えて予算上、決算時になって執行額が増えたというようなことにならないように、やはりきちんとした対応をしていただきたいというふうに思っています。その辺、市長この条例案を出すに当たって職員にどんな指示をされる予定なのかお聞かせをいただきたいと思っています。

市 長 4月1日に全職員にそれぞれ新年度初めの訓示があるわけでありまして、5パーセントの給与の復元、あわせてこの牧野議員の計算によりますと3パーセントの賃金アップだとかということでもありますけれども、そういうことも含めて今、議員がおっしゃったように、これによって超勤が増えたとか、あるいは批判を受けたとか。そして例えば住民の皆さんはすぐにはわからない。12時15分まで今までやっておりましたので、15分ごろに来て、いやもう昼休みだから、時間外だからというようなことだけは絶対しないように。今これはきつく職員に申し渡して、そして今まで以上に15分の短縮が仕事の縮減につながったり、さっき言いました超勤につながったりということでは困るわけですので、これは現に慎んでいただくように話を申し上げます。

なお、こういう経済状況下もありますので、この8月にまた人事院勧告はあるわけですが、どういう勧告が出るかわかりませんが、その勧告はまた勧告どおりきちんと実施をしていかなければならないと思っております。そういうこともあわせて職員にはきつくこのことと5パーセントの分については申し上げて、職務に精励してもらうように、市民の期待を裏切らないように、きちんと伝えたいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

牧野 晶君 残業代への影響というのはその点わかりました。あとそれと2点聞いてみたいのですが、1点は臨時職員さんはどういうふうになるのかなという。これは正職員ですけども当然正職員と同じに仕事がかぶっている方もいるわけですね、職務上。私そういうふうな思いがあるわけですが、そのこのところの簡単に言えば今まで8時間勤務できていたのが7時間45分になるのか。そういう点はどういうふうになっていくのかについて、

私の勘違いであればそれはそれでまたご答弁いただきたいのと。

あとそれとこれはこの間の8月にも人勤が出ていて、その後、景気が悪化しているいろいろあってその中で例えば工場の操業が今まで週5日勤務だったのが週3日しか来なくていいという話になった。その代わり2割カットになったとか、そういうふうな話もあるわけです。私がちょっと思っているのは、人事院勧告と景気の。今回のこれは人事院勧告ということで説明されているのはわかるわけですが、ただ、逆に仕事がなく短くなって給与カットされているのに、この時期に短くするというのは、役所はちょっとまたずれた感覚を、というふうに私は思われるのではないかなという思いがあるわけです。そのところをどういふふうに市民に説明していくのかについてお聞かせいただければと。

市長 前段の臨時職員の件については後ほど総務部長から答弁いたしますが、先ほど副議長にお答えしたとおりでありまして一見といいますか実際的には確かに15分1日短縮になるわけですから、トータルとして3パーセントということは私も計算してみたら確かに3パーセントでありましたが。

これはこれとして、前々から申し上げておりますとおり、今の世情、これは仕事がとにかなくなると今おっしゃったように週5日が週3日だったり4日になったりという、そういう状況は十分認識しておりますし、要はその分、仕事が入ってこないわけですから賃金カットだということも理屈としてはわからなくはないわけでありまして。

私どもの場合はそれと同じ理論ではなかなか事が図れません。そして私が先ほど申し上げましたように、これは私の期待でありますけれどもわかりませんが、人事院勧告というのはその時々民間企業と、官いわゆる公務員の勤務時間あるいは賃金、これらの格差を是正する意味でやっているわけでありまして。こういう状況下であれば私は8月の頃には相当公務員にとっては厳しい勧告が出るのではないかなということは思っているわけで、これはわかりません。

ですので、当然ですがそういう厳しい勧告が出れば勧告どおりやらせていただくということですし、どういうふうに説明をするかと言われると、ありのままを説明申し上げて、そのことで市民の皆さんにご迷惑やご負担はかけませんということだけは、きちんと約束をしていくということ意外にないものだと思っております。

総務部長 臨時職員についてでございますが、正職員と同じという連動するというふうにご理解いただければと思っております。

牧野 晶君 では臨時職員、単純に言えば今まで8時間働けたのが7時間45分になって、それ掛ける賃金ということになるわけですね。それでいいのですか。要は日々の手取りが減るわけですが、そういうふうな考えでいいわけですか。

総務部長 そのとおりだというふうにご考えていただいて結構でございます。

牧野 晶君 ということは職員の給与は全然変わらずに臨時職員のだけいじるといふことになると、私はどうだろうというふうにご思いがあるのですが、いかがでしょうか。

市長 いわゆる時間当たりでお願いしている方、これは時間当たりですね。職

員の場合は時間当たりで願っているのではなくて給与ということですから。1時間いくらでお願いしている方は、これは連動せざるを得ないということだと思いますが、詳しい部分は総務課長の方からお答えいたします。

総務課長 牧野議員のあれなのですが、臨時職員については時間当たりということで20年度までは880円というようなことでやっていますので、時間数が減れば当然支給額といたしますか、それも減っていくということになります。

宮田俊之君 2点ほどお伺いいたします。先ほど人事院勧告でというお話だったのですが、この勧告の中でといたしますか通達の中で、どのくらいの期間でそれを守れという言い方はないのでしょうかけれども、それを反映させるとかそういった、もし、文言があるのであれば、私はちょっとそれを読み上げていただきたいのですが。当然これを市長以下皆さんが判断をして、市の方に反映させるわけですがけれども、やはり今も話がありましたがタイミングの問題で。市長はそうやってご説明されれば大丈夫だというお話ですがけれども、今お話を伺ったとおり20市のうち16市が検討もしくは実施すると。4市はすでにやらないという返事をしているわけですね。20市のうちの4市は。行わないという市も近隣にあるわけですね。

その辺についてお昼が15分伸びることは、非常に近隣にとっていいことだとは思いますがけれども、それであれば、8月にもう1度あるのであれば、ぜひ、これは予算には絡まない部分ですので、もう少し先までこの部分は議論を深めていこうと。要は今出すのは止めておこうというような判断は、市長はなさらなかったかどうかについてお伺いいたします。

市長 後段から申し上げますが、8月に出る勧告はこの時間をまた元に戻そうとかそういうことではなくて、経済情勢の中で給与も、例えばこの勤務時間の7時間45分というやつも、もうこれ民間に比して非常に給与がそういう面では高いから是正をするということで、この勤務時間の変更はまずあり得ない。いつもこれは言われておりますけれどもILOの関係の方で、日本人の勤務時間は長すぎるということをずっと勧告されておまして、確かそういう部分も含めての勧告だと思っておりますので、私たちはそれを実施させていただきたい。そして勧告そのものは確か実施をしないから労基法違反だとかそういうことにはならないと思います。

しかし、いつも申し上げておりますとおり、公務員にとってこの勧告は命綱でありますので、この部分は私はきちんと実施していくことがよほどのことがない限り我々の務めであるし、公務員という労働者に対するこれは信義の問題だというふうに思っております。

宮田俊之君 その部分は見解がいろいろあるのであれですがけれども、先ほど臨時職員のことについても言及されました。では細かな話を聞きますけれども、8時間体制でお願いしていた臨時職員さんに対する仕事が15分少なくなる仕事の指示を今度与えるわけですね、簡単に言えば。そういったことを総額でも少なくなるわけですし、その緊急雇用対策を行っている中でまたそういう対応で臨時職員さんの総額が減るとかそういうことをトータル的に考えられて、今この時期にこれをやるのが本当に市長はふさわしいとお思いでしょうか。

私はそうは思わないわけですが、その辺についての説明をもう1度お願いいたします。

市長 今の時期だけを考えるとふさわしいか否かと言われれば、それは100パーセントふさわしいとは思っておりません。しかし、これはそういうこととの関連付ける問題ではないということを、私は5パーセントの復元のときから申し上げておりますように。それとこれとそれは理屈としてわからない方もいらっしゃるかも知りませんし、感情的なことの中でなんだということは出るかも知りません。これはある程度私も覚悟しておかなければなりませんけれども、それは私がいろいろ責任を持って説明を申し上げたり、ご批判に答えたりということでもあります。

いろいろの組み合わせの中で100パーセントふさわしいというふうには思っておりませんが、そういうことを市が実施できる状況であるということ。ですから臨時職員の場合はこれと結び付けられては困りますけれども、これは1時間くらいでお願いしている。例えば1カ月くらいでお願いしていることになれば、そういうことになりません。1時間くらいでお願いしているわけですので、ではそれを15分ぶん上乘せしますよなんて、なおさら批判的ですから、これはもう臨時の場合はどうしようもないということです。

そして時間は、これはお昼休みが15分今度は長くなるということですから、仕事を縮めるとかそういうことではない。その時間帯の中でやるべきことをやっていただくということですから、15分にあわせて仕事を縮めたとか仕事をやらないとかなんてことはしませんけれども。どういうふうにお答え申し上げればいいのかちょっとよくわかりませんが、そういうことでもあります。

(「臨時職員にどういう指示を出すか。仕事の内容を」の声あり)

議長 立ってはっきりと、まだもう1回あるから言ってください。

宮田俊之君 失礼しました。例えばそのでは臨時職員さんのことですのでけれども、今、市長は関連づけないでというお話をいただきましたが、実際頭数としてかなりの臨時職員さんが、この緊急雇用対策以外ですでにいらっしゃるわけです。その方についてのお話をさせていただきますけれども、実際は本当にお願いをしたかった仕事がそれぞれ1時間当たり、もしくは1日当たりであったわけです。それを今回、短く仕事内容を今度指示を出すわけですね、出す側からすれば。本来であればもしかしたらそれで済んでいたのではないかという思いもあるわけですし、逆に言えば休憩時間が1時間、45分で済んでいたところが1時間長くなりましてトータル的には拘束時間につきまして、臨時の方に関しては余計なといったら変なわけですけれども、休憩しなくてもいい時間に今度は休憩せざるを得なくなったということで、トータルは変わらない中で手取りは減っていくということになるかと思うのですが、その辺についてどうでしょうか。

市長 その部分、例えば15分の部分で仕事の量がとにかくこなせなくて、また、臨時職員が必要であればそれは雇わなければなりませんし。そういう状況ではないだろうと思っております。ご承知のようにほとんどが事務的な仕事でありますけれども、流れ作業の現場とは違まして15分が減ったからその分が目に見えて減ったとか、あるいは15分増

やしたから目に見えて増えたという状況には、なかなか状況的にはつかめません。そして1日、職員もそうですけれども丸1日机から一切離れられずに、ずっとという部分もたまにはあります。トータルしてそういう状況ではありませんので、なんといいですか15分減ったから、今までどおりの仕事ができないということで私はないと思っております。

そして職員も当然ですけれどもですので、臨時の方にはまだ私の方から申し上げておりませんが、1時間今度は単価いくらでお願いしますということを、この予算案が通れば 予算案が通りましたのでお願いするわけですので。いや、だって前にも臨時職員をもっと早く通知しろと言われておりますけれども・・・(「それとこれとは」の声あり)これは通りません。ですから、今度は1時間いくらでお願いをします、ということこれからやるわけですので、・・・(「計算した後で出すのではないのでしょうか」の声あり)そういうことではありません。どうもこんがらかってよくわかりませんが、そんなところでひとつご理解いただきたいと思いますが、あまり説得力があるとも思えない部分もございます。

議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

腰越 晃君 ただいまの質疑を聞いていて1点質問させていただきます。人事院勧告、これはもう絶対的に地方自治体が守らなければならないものだ、というような市長のお考えというように今ほど質疑を聞いていて受け取ったのですが、地方分権に向かう中でやはり地方によっての実情はいろいろ違うかと思うのです。とらえ方によっては人事院勧告、これは公務員の護送船団。これを労働条件を守るがためのものであるというようなとらえ方もできるかと思うのです。そういうところを市長に人事院勧告の認識について簡単に述べてもらえればと思いますのでお願いします。

市 長 毎々申し上げますとおり、これを守らなければ罰則があるとか、そういう責任を取らせられるとか、そういうことではございませんが、極力守るということはこれはもう信義であります。そこで私はいつも申し上げますが、人事院勧告については上がる、下がる。いろいろなことがあるわけです。その都度やはり私は守ってきました。

それはこれも申し上げますとおり公務員の労働基本権を法律で禁じておいて、その代償措置の部分でありますので、護送船団とかそういうことでは私はそういうふうにはとらえていません。ただ、人事院勧告が出た際に、市の財政状況やそういうことの中でとてもそのアップに比べられないとかそういうことはあるかもわかりませんが、私はそういうことのないように財政運営をやっていかなければならないと思っておりますけれども、そういうことでありまして、ですから人事院勧告は、私は相当神聖なもので別に護送船団を守るための隠れ蓑だなんてことは全く思っておりません。

それからもう一つ申し上げますが、先ほどふれましたようにこの日本人の勤務時間の短縮ということは、ご承知でしょうけれどもILOここからも勧告されているわけです。もっと労働時間を少なくして、そして早く言えば余暇を楽しめということだかどうかわかりません。国際的な中でもそういうことが求められている部分も、皆さん方からご理解いただきたい。ただ、今の経済情勢の中とこれを結びつけることは申し上げません。

議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議 長 討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論を終わることに・・・賛成討論。

笛木信治君 南魚沼市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について賛成の立場で討論するものであります。週40時間の労働時間、これが先進国の中でも我が日本国は非常に長いということで、皆さんご承知のように長時間労働による過労死、あるいは自殺というようなことが相次いで大変問題になっております。ILOは、先ほど市長が述べましたが、再三にわたってこれを短縮するように勧告しています。一向にこれに対して応じていないのがわが国の労働情勢なのですが、私はやはり公の立場のものがまず率先してそれを実践するということが大事であると思います。

15分の短縮はそういう立場からみればわずかではあります、私は第一歩前進とみるわけであります。欧米ではすでに36時間、30時間というようなところもあるわけですから。先進国に学び、追いつけということが、私は労働条件を改善するうえでも大変重要であると思います。また、15分短縮したことによって今ほどの執行部の説明では、業務に遅滞するようなことはないという説明でありますので賛成とするものであります。以上。

議 長 反対者の討論ありませんね。

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議 長 採決いたします。第44号議案 南魚沼市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議あり」「異議なし」の声あり)

反対の声がありますので、起立による採決を行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数、よって第44号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 昼食のため暫時休憩いたします。再開は1時5分といたします。

(午前11時50分)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時15分)

議 長 大和病院事務長より葬儀のため、午後欠席の届が出ております。これを許します。

議 長 ここで市長と産業振興部長より発言の申し出がございます。これを許しま

す。まず市長の方からお願いをいたします。

市長 先ほどの44号議案の可決をいただきましてありがとうございました。ちょっと説明に説得力が足りませんでしたので、また後出しですみませんけれども。今、臨時、パートそれらの実態を調べましたら、本庁とかいわゆる事務方については9時から4時とか、いわゆるパート的な部分がほとんどです。

ただ、保育士等を含めて現場にいらっしゃる方は市の職員と同じ勤務形態ですので、例えば保育士でありますと一人15分遅れたとかとなりますと、なかなかその業務がままならないということでもありますので。予算上は3パーセント分の賃金カットなんてことにはなっておりません。

4月からそういう実態のあるところについては例えば日当制、あるいはどうしても賃金、1日の時間帯の中で15分ぶんの賃金が必要で、私たち仕事の方もそれが必要だということになれば15分。4時というのを4時15分に延ばしていただくとか。そういう対応をとりながら職員と臨時職員も含めたそういう皆さん方の中に不満や、かい離が生じないように処置をさせていただきますので、よろしくをお願いします。納得していただきたいと思いますが、よろしくをお願いします。

産業振興部長 3月補正の中で、商品券の関係をご説明申し上げましたが、あの時点ではまだ予定でございまして、その後、断続的に商工会さんの方と打ち合わせをやっておりました。今日の午前中でようやく基本部分につきまして合意ができましたので、その時点と若干相違している部分、確定している部分を私の方からここでご報告をさせていただきます。

まず、商品券の発行総額でございますが、一応3億円というふうにさせていただきました。これは2万5,000セットを1セット1万円で販売する分が2億5,000万円、そこに市の補助金の5,000万円をプレミア分20パーセントとして上乗せをさせていただきました。

当初、商工会さんと私どもの方での1,000、5,000ということで6,000万円のところからの逆算で計算したわけでございまして、それですとなかなか総額が確定しないというようなことで、市の方の補助金をプレミア分に全額を充当させてしようではないかと。そのかわり700万円から800万円ぐらいかかりそうな事務費については、商工会の負担とするということで、一応同意ができたというようなかたちになります。

購入方法でございますが、これも冒頭の中では定額給付金と一緒に中でご案内を差し上げられれば、というような考えがあったわけでございますが、なかなか制度の違いがあり、難しいというようなことで、私どもの方も別途というかたちで、まず世帯宛に市内通送というかたちのハガキなのですが、これを全世帯に送付をさせていただきます。

これが引き換え券というかたちになりまして、希望の、今のところ4月27日から5月31日までを1回目の販売の期間にしますので、その期間にこれをお持ちになった方について1セット分、1万円分を販売させていただく。それから今度は2回目になりますが、この残った分と、2万5,000セット出るわけですので6,000セットをプラスした分を。これ

も私が補正の中では一人2セットを限度というなかたちにしたわけでございますが、これですと1軒で何人もいる方は何回も来ないと買えないということもございませぬ。そういうのも事務的な部分、窓口が混雑いたしますので、そのハガキをもう1回使うかたちの中で1世帯4セットを上限にしよう。個人ではなくて世帯に4セットを上限にしようということになります。1回目の分はこれは皆さん方全部権利を持っていますので、まずそれは絶対買えます。2回目については4セット上限で早いもの勝ちですので、早くした方については上限5セットまで手に入れることができるということになります。5万円で買っていたら6万円分の買い物ができるということになります。

それから共通券、専用券の件は変更ございませぬ。ただ、協議の中で大型店の中にも例えばテナントで入っている方がいるわけですが、これらをどうするかという論議がございませぬが、これも判別が難しいということと、そういう専門店もいいということとでみんなやっつけまわすと、やはり共通券専用券を持ってそういうところへどっどっ行ってしまわうということ。ですので、大型店にテナントとして営業している個店については、大型店と一体とみなすということで、その皆さん方については片方しか使えないというなかたちでさせていただきます。

加盟登録料という部分でございませぬが、これも当初、例えば1件2万円とか3万円とかというかたちの先取りにしようかという話がございませぬが、これですと売れるか売れないかわからないものを払う、というわけになかなかいかないというようなこと。公平性をキープしたいというようなことがございませぬが、商工会の会員の皆さん方については商品券の引き換えに来るわけですが、その引き換えのときに実績にあわせて商工会員の皆さん方は2パーセント。それから事務は商工会の皆さん方がやるわけ。他の今回は商工会員ではなくても登録できるわけですが、その登録の方はそのときだけ入るわけですので、同じ2パーセントでは困るというようなことがございませぬが、この皆さん方は3パーセントということ。ですので、10万円の換金に訪れた方で、組合員であれば2,000円の換金手数料を取られると。それから商工会員外という方については10万円で3,000円換金手数料を取られるというようなかたちで、これが事務費の方の経費に充当になっていくというようなことになります。

もう1点でございませぬが、私が補正の説明の中で、耐久消費財は念頭にないというふうに説明をいたしました。今のように1世帯当りで5セットしか使えないということと、どこの店でも使えるということではなく、今の換金手数料を払いますよという方で手を挙げて加盟するわけですので、おそらく耐久消費財なんていうことには多分わからないだろうというようなこと。

今、考えているものは、税金には充当できないう。それから風俗営業法でちょっと1本あるのですが、一番すごい部分があるのですけれども、この皆さん方は一応該当にさせないというようなこと。

あとは市内の商工業者、そういうお店であればどなたでも結構です、どこに使ってもらっ

ても結構です。ただ、それは手を挙げていただいた店でないと使えないわけですし、例えば大工さんが登録してもそこへ行って使うかどうかわかりませんし。そういう部分がございますので、耐久消費財ということではなくて、すべてのお店でお使いいただいても結構だということとさせていただきます。以上でございます。

議長 日程第18、第45号議案 工事請負契約の締結について（大和中学校校舎耐震補強工事）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長 それでは第45号議案 工事請負契約の締結についてご説明させていただきます。

平成21年3月17日において制限付き一般競争入札に付した、耐震第3号 大和中学校校舎耐震補強工事について、仮契約を締結し、契約議決を求めるものでございます。1ページの契約の名称は先ほど申し上げました。契約の方法も制限付き一般競争入札でございます。

3番といたしまして、契約金額2億8,245万円でございます。4番、契約の相手方、山崎組・桐生工業特定共同企業体。代表者及び構成員は、代表者は株式会社山崎組浦佐営業所。構成員が桐生工業株式会社でございます。

めくっていただきまして、仮契約書を付けてございます。4番の工期等でございますが、契約締結の日から21年3月31日ということで年度内にとりあえず契約をして、それから繰り越すというようなかたちになります。

4ページの10番、その他でございます。下からなお書きのところでございますが、この契約について議決に付すべき契約及び財産の取得の同意議決を経たときは、これを本契約にみなすということで、これが本契約になるものでございます。

5ページが特約条項でございます。7ページをお願いいたします。下の方でございますが、税抜きの前定価格2億8,763万円。入札額2億6,900万円で先ほどの山崎・桐生工業が落札をいたしました。落札率95.5パーセントでございます。

以上でございますが、概要は学校教育課長が説明いたします。

学校教育課長 それでは工事概要についてご説明します。8ページ、9ページをお開きください。補強建物の部分については9ページ、太線で囲った部分が今回の補強部分でございます。この部分については昭和44年に建設した建物でありまして、校舎棟がRC3階建て、塔屋1階で真中の塔屋が一部2階になっております。それと特別教室棟RC造2階建ての部分の補強でございます。

補強方法としては鉄骨枠付ブレース補強が50カ所、コンクリート壁の補強が7カ所、柱に鉄板を巻いた補強が5カ所ということでございます。そのカ所については10ページ、11ページ、12ページということで図面で説明してあります。以上です。

議長 質疑を行います。

岩野 松君 ずいぶん大きな工事だと思いますけれども、工事期間と完成期限というのが、21年3月31日というのはいいのでしょうか。どう解釈していいのかというのが1

点と。

それと、しょうがないのでしょうけれども、落札を見ますと、落ちなかった人は2億7,900万円から2億7,300万円のわずか600万円の差が6社いるという感じです。そして落札した方はちょっと下がっているという感じなのですけれども、悪い言い方をするとちょっと談合の感じもするのですけれども、その辺は聞くのは野暮でしょうけれども、どう考えるかお聞かせください。

学校教育課長 工期についてご説明します。繰越事業ということで新年度になりましたら工期の契約をいたします。8カ月の工期を考えております。11月の末を竣工ということで予定しております。以上です。

総務部長 7ページの入札調書の件でございますが、まず結論から申し上げますと、談合のにおいがするというようなお話、雰囲気ですが、全くそういう気持ちは私は持っておりません。

一番下に入札公告をやるときに、事前に予定価格を公表しています。ですからこの予定価格の公表したところの一番低い数字を、業者は適正な設計数値からいくら自分で企業努力できるかという部分を、自分たちで研究して入札をするわけでございますので、全くそういうふうにはとらえておりません。

笹木信治君 耐震工事ですが、鉄骨枠付ブレースの補強50カ所ということで、今、話を聞いてみますと横揺れに対してこれを補強するという考え方があるそうですが、これはこの前の地震による傷み方が、横揺れに対して弱くなっているということからこういう補強が多くなっているということなのか。例えば地震の場合は横揺れだけではないですね、縦に揺れる場合もあるわけですし、そうしたときに鉄骨枠は縦揺れに対しては、全く効力という点からいったらどうなのか。そこらをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

それからもう一つ、今の岩野議員に関連しますが、7社で入札しているわけですが、もちろん入札ですからそれぞれが相談してこの数字を書いたわけではないですよ。入札率が95パーセントということですから、そう高いも安いもないと思いますけれども、この100万円単位の数字をみてみますと、9、8、7、6、5、3、4とびったりなのです。これは別に私は入札業者がどうのこうのというわけではないのですけれども、7人の人がこれほどきちんとそういうふうに順序立てて数字を決めることが入札でね。中には同じ数字があってもいいし、すると思うのですけれども、こうもきれいに数字が揃うとやはり何かばかにされている感じですよ。そこら辺をひとつもう1回お願いします。

学校教育課長 耐震の工法についてご説明しますが、今回の地震があったものの被害にあわせての補強ではございません。ずっと言っていますように56年で耐震の基準が変わりましたので、その前の設計基準、配筋だとかスラブの厚さだとかいうものをチェックしまして、新耐震の基準でチェックしたときに足りない部分に、ブレースを補強したり壁を補強したりという考え方で補強設計をしております。以上です。

総務部長 とらえ方によってそれぞれいろいろな考えがあろうかと思えます。やはり

我々はきちんとした順序に基づいて相手が札を入れたということについては、やはりこれはひとつの結果であろうと思っております。言われるように同じ数字が出ることもあるでしょうし、もっと差が出ることもありますので、その辺のところは我々の方としては関知はしておりません。

駒形正博君　今ほど18番議員から工期についての質問がありました。そしてこの完成期限というのが平成21年3月31日、工事期間の最終日となっているのですが、これがさっきの説明だとちょっと納得がいかないのですけれども、どうなっているのでしょうか。

財政課長　本案件は国の補助事業でございますが、当市の繰越明許の議決はいただいているところでございますが、補助の関係の国の承認を受けないと、またいで契約ができないという中で、とりあえず県の指導等もありまして年度内の期限で執行して、そして繰越明許の協議が整った段階で予定日数までの変更を予定しているところでございます。以上です。

上村一郎君　ちょっと内容が変わるかもしれませんが、今ほどいろいろ質疑応答の中で大分勉強になった点がありまして、しっかり聞いていてよかったなと、こんな感じを受けています。

学校関係のことでありますので、ちょっと先のことですけれども予算という議会ですので、意見とまた執行部の方の考えを聞かさせていただきたいと思うのですが、そう遠からず徐々に学校建築のことが出てくるということなのですから、耐震関係についてはいろいろな工事内容を考えてみても、地元の業者で十二分だという感じを持っています。また、新築にあたりまして、もうこれだけ時代が進んでいまして重機もそれぞれに揃ったり、いろいろな内容も具体的には細かく話をすると、想像以上にものごとは進んでおります。今後の工事だとか今後の仕事についても、こういう厳しい財政の中でありまして、ぜひ、ひとつ地元業者をとということ、口には出さなくても念頭には強い気持ちで持っていて、執行にあたっていただきたいということを考えていますが、よろしく願いしたいと思います。

市長　指名審査委員会の会長である副市長の方からも話があるかと思いますが、私の方からは、今、議員おっしゃったように、技術的には全く相当なことでなければまず問題ない。一つは資金力の問題が若干残るといふ部分はあります。ただ、それとても公共事業の請負というのは、当然それなりの大きな担保力にもなりますし、そういうことを考えますと、許される範囲で極力地元の皆さん方から受注をいただきたいと。そういうふうに私どもも考えておりますので、よろしく願いいたします。

(「ぜひ、お願いいたします」の声あり)

副市長　今ほど市長が申し上げたとおりでございますが、市の方では発注基準を持っておりますので、その発注基準の中には照らし合わせて今後指名審査会の方で、それぞれの工事ごとに審査をさせていただきます。気持ちはそういうことで十分持っていますし、可能な限り発注基準の方も読み込めるだけはそちらの方へ読み込んで、そのような取り扱いにしていきたいと考えております。

上村一郎君　ありがとうございました。市長に副市長にこれだけの答弁をいただきま

したので、何をか言わんやでございますが、ぜひ、ひとつ今の情勢ということ強く鑑みながら、よろしくお願いを申し上げたいと思います。ありがとうございました。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。

第45号議案 工事請負契約の締結について(大和中学校校舎耐震補強工事)は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第45号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第19、発議第2号 南魚沼市議会委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について提出者の説明を求めます。

笛木信治君 発議第2号 南魚沼市議会委員会条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

これは南魚沼市議会委員会条例の一部改正するものでありまして、先の議会において城内病院を城内診療所に改めるということが可決をされておりますが、その、委員会の所管を決めるというものであります。委員会条例にそれを書き込むということでありまして、以上であります。

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。

発議第2号 南魚沼市議会委員会条例の一部改正については、原案のとおり決定すること

にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって発議第2号は原案のとおり可決されました。

議長 日程第20、発議第3号 南魚沼市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について提出者の説明を求めます。

駒形正博君 発議第3号 南魚沼市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、提案理由を述べさせていただきます。

この条例は3年前、執行部の提案ではなく議員発議による提案でございましたことは、皆さんもご了解と思います。が、3年前、市の職員までも、報酬、給料を5パーセントカットするということが本会議で可決しましたことに伴い、これでは議員も黙ってはいただけないだろうという30番議員の提案で、議会が議決し、決定した条例でございます。この度そうした、市長を始め特別職職員、一般職員についても元に返すということが決議されております。したがって議員の報酬についても元に返したいという提案理由でございます。

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

寺口友彦君 私は発議第3号に対しまして反対の立場というところで討論に参加をいたします。3年間という約束、これを果たすということは公務に携わるものは公約でありますので、当然約束を果たすというそれは大切なことであります。しかしながら、私は市民の皆様様の付託を受けてこの議場堂に来ているということを考えますと、市民の皆様様の経済状況というものを考えたときに、果たして今、この時期に復元をということを議会自らが発議してよいのだろうかという疑問がありました。

議会開会時においても市内景気の悪化は議員諸氏も認識を共有したところであろうと思いますが、議会開会中にも世界及び日本国内の、さらには南魚沼市内の経済状況は悪化しております。経済専門誌によれば景気が07年レベルに復元するのは、12年ごろであろうと予想しております。

自動車関連産業の見方をみますと、在庫整理が終われば生産は再開できる。しかしながら生産台数の削減は大きく、国内で生産を休止している工場の再開は考えにくい。むしろ国内の設備については廃棄も含めた整理統合が課題であると、大変厳しい状況を示しております。

このような経済状況を考えますと、私は市民の皆様様の思いを重要視するのが議員であろうと信じておりますので、市民の皆様様の声を直接反映する議会が報酬カットを継続することは市民の皆様様の付託に真摯に応える物であろうというふうに信じております。以上、反対の立

場で討論をさせていただきました。

議長 次に原案に賛成者の発言を許します。

阿部久夫君 発議第3号に賛成する立場から討論させていただきます。先ほど提出者の駒形さんから内容を言われて、そのとおりだと思っております。私はやはり先ほど職員の5パーセントカットを元に戻すことに賛成いたしました。議員ばかり目立ちたがることではなく、足並みをそろえて一緒になってやっていくと。私はそれが基本だと思っております。そうしたとき、きちんとした態度をとって、共に一緒にやっていくという気持ちを持っておりますので、賛成討論とさせていただきます。

議長 次に原案に反対者の発言を許します。

岩野 松君 発議第3号について反対の立場で討論に参加いたします。職員の給与と報酬は、私どもは考え方が違うという立場に立っておりまして、先の三役のときにも反対いたしました。そういう意味では我々、確かにこの前は3年間の、という期限はあったように思いますが、今、本当に世情は大変な状況であるし、来年度からの税収の落ち込みも大きいと思います。そういう中での議員の5パーセント、それからそういうものはそんなに予算からみれば大きな数字ではないかもしれませんが、やはり引き続き今のままで行くべきだと。当分の間ということでそのままいくべきだということを主張いたします。以上でございます。

議長 原案に賛成者の発言を許します。

若井達男君 発議第3号に賛成するものです。討論させていただきます。まず、私たちの議員歳費はどこで決まっているのかということです。これは私たち議員が定めたものではありません。報酬委員会の定めに基づいて私たちはその報酬をいただいております。

そうした中、やはりこれは前者からも今ほど討論がありましたが、そのとき、そのときの経済の状況は変わります。それを見た上で元に戻す、3月31日までということ、私は職員給与を始め執行部報酬、給与報酬。あわせて私たちもそれに合わせるべきであるというふうに考えております。

そして今1点は、確かに今この時期に私たちが格好のよさを求めて、私たちが5パーセントということではないと思います。反対討論の皆さんもそういったことではないと思います。がしかし、この5パーセント削減を私たち議員を始め、執行部の皆さんが15パーセント、10パーセント、職員が5パーセント、これを続けていったらいつトンネルから抜け出せるのだと。市の経済はいつ元になるのだと。そういった市民・住民の不安も続いているわけです。やはり一度元に戻して、その上で必要あるならば、またこれは私たちが議員自らが職員がやったからということではなく、議員自らがこれには立ち向かっていかなければならない。そういう理由で私は今回につきましては、元に戻すべきだということで、討論に参加いたしました。大勢の皆さんの賛同をお願いいたします。

議長 反対者の発言を許します。

笠原喜一郎君 私は発議第3号を、かたくりを代表いたしまして反対の立場で討論に参

加をさせていただきます。先ほどの討論の中で、議員が目立つというような発言もありました。しかし、そういう思いで反対をするわけではありません。けっしてパフォーマンスをねらっているということではなく、そういうものの見方をされれば、議論はそれで終わってしまいます。そうではなくて今、市民がどういう感じを持っているか。そのことを考えたときに私は議会議員がまず範を示す。そして行政改革をきちんと取り組んでいくと。そのことが、私は今やらなければならない立場だろうというふうに思っております。

今までいろいろな議論をしてきました。財政健全化についても私はまだ道半ばという立場であります。そういう意味からして職員にも、そして執行部にもさらになんばっていくためには、がんばって取り組んでいってもらうためにも、ここは議会議員がまず範を示すと。その立場で私はこの発議に反対の立場で討論をさせていただきました。よろしく願います。

議長 賛成ですね。

樋口和人君 はい。それでは発議第3号に賛成の立場で討論に参加をさせていただきますが、今ほどいろいろお話がありました。議員報酬の5パーセントカット、この原因となったのが、もともとの話が最初に提案説明でありましたけれども、市の財政再建、市の財政がきちんとなるまでということの中で始まった5パーセントの、我々議員からのカットでもあります。

このことについて職員の5パーセントカットを戻したということは、財政再建にめどがついたと。市の財政にめどがついたということでもあります。このことを強く市民の皆さんにもアピールするというのが私は大切だと思っております。

まだ半ばである もちろん半ばなのでしょうけれども、めどが立ったという行政当局の話がありますが、では我々がどこまでいったらめどが立つのか。そのめどを立てるのを今の行政の市長を始めシミュレーションした中で立っているというのを信じないで、どこへいったらこのことが終わるのかということだと思っております。ですので、今この原因がなくなったところではいったん戻すということだと思っております。

また、我々議員の歳費につきましては、私ども議員というのは選挙で選ばれて出てきております。このことできちんとした仕事をしなければ、もちろん有権者の方々からこの10月にはそれなりの審判を受けるというふうに思っています。そのことについてこの5パーセント下げる、上げるということではなく、報酬審議会の方々から決めていただいた報酬に見合うだけのきちんとした仕事をしていくと。そのことが私どもの使命であると私は考えております。そういったことをもって発議第3号に賛成の立場で討論に参加しました。多くの皆さんの賛同をお願いいたします。

議長 討論ありますか。

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。

発議第3号 南魚沼市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数。よって発議第3号は原案のとおり可決されました。

議長 日程第21、発議第4号「協同出資・協同経営で働く協同組合法(仮称)」の速やかな制定を求める意見書の提出についてを議題といたします。

本案について提出者の説明を求めます。

寺口友彦君 発議第4号「協同出資・協同経営で働く協同組合法(仮称)」の速やかな制定を求める意見書の提出について、提出者として説明をさせていただきます。この意見書については、昨年の12月の議会において全国で62の市議会でも意見書が採択をされております。国会においても超党派であります。この法律の速やかな制定に向けての動きがあります。内容については資料でお示しをさせていただきましたが、自ら出資をし、自ら組合を作り、自ら仕事をし、そういう新しい働き方があります。なかなか企業を頼りにした雇用ということが難しい状況になってきましたが、こういう働き方が我が南魚沼市においても雇用の確保という意味で非常に有効であるというふうに私は考えております。全会一致での採択を強く望むところであります。

議長 質疑を行います。

今井久美君 一つお聞きしたいのですが、資料も見させてもらって、いまひとつ私は今の時点で南魚沼市にとってこういう提案というのがどう生きてくるのかなと。今、市が私もこれからのことを期待していますけれども、地域コミュニティのことも含めまして、資料の中には地域のいろいろなものも入っていました。そういったものが今立ち上がって進もうとしている中で、今現在、雇用も含めてこういう組織というものを求めていく必要があるのかどうなのか。私はちょっといまだピンときていないのですが、即、法制定を求めて南魚沼市に多きに影響が、どんなことをしていくというような具体的な案があるのでしょうか。

寺口友彦君 今井議員の質問にお答えいたします。新潟県では今、新潟市に本部をおきます「ささえあい生協」というものが活動しております。こちらの方は生協というかたちをとっておりますが、介護労働について労働需要がありながらも、賃金という面で仕事としてなかなかうまくいかないというものがありますが、こういうかたちで仕事を自分たちで見つけて、そして仕事を作っていくという中では、非常に有効であるというふうに私は思っております。特に介護労働という部分については非常に有効であるというふうに私は思っております。

それから地域コミュニティというところでの質問がありました。まちづくりということですが、なかなか仕事として果たしてどうなのかというご心配であろうかと思えます。やはり身近にあるものを仕事として作り出していくと、そういう考え方にこれは有効であるというふうに思っております。

宮田俊之君 提出者に2点お伺いいたします。1点目は文章の中段にありますNPO法人、協同組合等々と書いてありますが、昨今、いろいろな隠れ蓑になっているとか、いろいろな事情があります。今回この法制定を求めるとき決してこれが、税を逃れるための団体ではないのだという部分をしっかりと確認をさせていただきたい。また、何かそういう新しい隠れ蓑になる意味ではないのだという部分をご説明いただきたい。

もう1点、今年の12月に一般社団法人とか一般財団法人等の新しい法制定がされる。これについての比較検討はこの資料の中ではなかったのですが、これについては比較検討されたうえで、この法制定を求めるということになっておればいいのですが、その2点、お願いいたします。

寺口友彦君 まず1点目ではありますが、税制の優遇だけを求めるそういう意見書かという意味での質問かと思えます。これは今現在NPOとして活動していらっしゃる方々がいらっしゃいますが、自己資金というものを集めるところに制約があります。自己資金をかなり集めた中でそういう活動をしていこうと、大きく仕事を伸ばしていこうとした場合については、いろいろな法律の面での制約があるわけですから、そういう面での制約をなくしていただきたいという考えでの意見書であります。

2点目についてであります。そういう部分についての比較検討をしたかといわれますと、私個人としてはそれはいたしておりません。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。

発議第4号 「協同出資・協同経営で働く協同組合法(仮称)」の速やかな制定を求める意見書の提出については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「反対」「異議なし」の声あり)

反対の声がありますので、起立による採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数。よって発議第4号は原案のとおり可決されました。

議長 日程第22、発議第5号 独自の更なる経済対策に関する決議を議題といたします。本案について提出者の説明を求めます。

牛木芳雄君 独自の更なる経済対策に関する決議をお願いしたく提出をするものであり

ます。おはぐりをいただきたいと思いますが、そこに書いてあります。よくお読みいただいたものと思います。まさにそこに書いてあるとおりでおわかりだと思いますが、若干説明をさせていただきますけれども、今後市の税収、市税の税収が相当落ち込むだろうというふうに私は思っています。21年度予算につきましては7億800万円、8.6パーセントの下落がありました。私はそれ以降は今度は20年の所得に対する課税でありますから、翌年度以降はもっともっと落ち込むのではないかと考えて心配をしているわけであります。

そういうときに私たち議員も、あるいは職員の皆さんも知恵や負担を出しあって、そしてこの経済不況を乗り越えていこうということの決議であります。何回も、何回も市長も答弁していますように、やはり、もし市民サービスが低下をしたり、財政健全化の道が険しくなるようなことになれば、職員の給与にもまた手をつ込まなければならない、というような答弁をしています。我々は議会としてそういうことをバックアップしていこうという意気込みということで、皆さん方から決議をお願いしたい。こういう提案であります。

議長 質疑を行います。

中沢一博君 市長も私たち議員も、おっしゃるとおり、言われることは全く今がどういう状況であるかということは、承知しておるはずでございます。断固市民を守らなければならない、これは当たり前の私たち議員に課せられた緊急の使命であるというふうに私も認識をしております。

私はこの決議を見たときに、具体案が提示されていないということがまず1点。どういうことをまずされようとしているのかということをもっと1点を聞かせていただきたいと思いません。

2点目は、例えば今第2次補正予算が75兆円規模で補正がとりました。私はこれをいかにスピーディーに現場に流し、早く続行しなければいけないかと考えております。

また今政府は、新たに10兆円規模の新しく対策を打たなければいけないというふうにいわれております。その中で私は第2次補正予算をみたときに、野党が審議を引き延ばした。それによって今のこの悪化がまた一段と深まっている。それに関してどのように思われたか、お聞かせいただきたいと思えます。以上であります。

牛木芳雄君 今の質問は具体的に何らないということではありますが、どういう具体策をお持ちかということでもあります。私はファジーに曖昧にやはりあまり具体的にしていません。アバウトなのです。ということは、あれをしるこれをしるということではなくて、執行部の方にいわばボールを投げかけたということです。

議員の方からああいう、例えば負担を分け合っという部分がありますね。負担を分け合っあれをしる、これをしる、ということではないのです。市民が市政を元気づけるために一丸となつてがんばろうと。そういう意気込みを示すための決議だというふうにお考えいただきたいと思えます。

それから、今の国会の状況ではありますが、今政府は矢継ぎ早にそういう経済対策を出しています。私はいいいことだと思っておりますけれども、私は国会の議員ではありませんから。

ただ、矢継ぎ早にそういう経済対策を打ち出しても、私はこういう地方にまでそう早くその対策の効果は回ってこないというふうに思っているのです。風を受けるときは早く受ける、しかし、立ち直るときはなかなかそう早急には立ち直らないというふうに思っています。先ほどの感想は私は申し上げます。

山田 勝君 伺います。市長をバックアップして財政を立て直す、そういう意気込みは皆同じだとおもいます。ただ、昨日、市長の思いの入っている一般会計が通ったばかりであります。そういうことでまたこれを出すということは、まだ時期尚早と考えますがいかがでしょうか。

牛木芳雄君 私は時期は申し上げていません。予算は通りました。私も賛成いたしました。ただ、そういう何回も繰り返すようではありますが、私は議会として意気込みを示そう。それに対して執行部の皆さんはその議会の意を体してどういうふうに判断をして、経済対策を打ち出すか。それを私は、執行権は我々にはありませんから、執行者にお任せをする。そして我々議会議員もそれに協力できるものは協力していこうと。こういう意思をあらわしたいということでもあります。ご理解をいただきたいと思えます。

牧野 晶君 提出者にお聞きしたいのですが、財政健全化計画の変更も懸念されるとかいろいろ書いてありますけれども、5カ年の財政健全化計画は私は達成の見通しは、3年終了した時点で立っていると思うのです。その点についてまた、ひょっとしたら達成しないのではないかとというようなことを書いておられますけれども、その点どういうふうに思っているのか。

財政健全化計画と財政シミュレーションの見通しをちょっとごっちゃにしている点があるのではないかなというふうな思いがあるのですが、その点の認識について考え方をお聞かせいただければと思います。

牛木芳雄君 まず市長は見通しが立ったとは言っていないのです。道筋がついたというふうに多分答弁していると思うのです。「道筋がついた」。私もそれは同じ認識であります。ただ、今後、先ほど言いましたように、市税の落ち込みが急激にあると私は思っているのです。ただ、そういうところに懸念をされるというふうに考えます。

牧野 晶君 私が言っているのは、市長は財政シミュレーションの見通しが通っているというふうに、私は思っていると思うのです。それと同時に見通しは立っているけれども、その一応ローリングをしますよ、10月までに。と言っているのと同時に、財政健全化計画は達成の見通しが立ったといっているわけです。

私も調べてみると103パーセント見通しがあと2年で立つと思っているのですよね、私自身も。そののところをちょっと文面をごちゃごちゃにしていると理解がちょっと……。理解というか文面があまりいい文面ではないのではないかな、という思いがあるのでその財政シミュレーションと財政健全化計画について、今の答弁を聞いていてもごちゃごちゃに思うのですが、その点をどういうふうにしっかりと分けて考えておられるのか。財政健全化計画5カ年の方についてお答えいただければと思います。

牛木芳雄君　ここに書いてあるとおり、ごちゃごちゃではないのです。私はともするとそういう懸念をされると。そういうことを私は思っているのです。議員とは若干認識が違いかもわかりませんが、私はそう思っていますから、ご理解をいただきたいというふうに思っています。

宮田俊之君　1点だけ確認させてください。あくまでもこれは、今5番議員からありましたけれども、これから始まるため。今後の執行部側にフリーハンドで。とにかくがんばっていただきたいという、応援メッセージだというような思いがこもった決議ということでよろしいでしょうか。

牛木芳雄君　まさにそのとおりであります。私は、我々議会として意気込みを示そう、理念をみてがんばろう、ということであります。よろしくをお願いします。

議　長　質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議　長　討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

駒形正博君　発議第5号に反対の立場で討論に参加させていただきます。この決議案をみていますと、市長は本当にこの世界的な恐慌の中で、自分の報酬までも元へ返した。そして議員の皆さんの報酬も今、返した。なぜ自分の報酬まで返したかということ、市民に安心してもらいたいから職員の給与を元に戻し、自分の報酬も元に戻したのだと思っています。

そうした市長の意気込みを感じる中で、何でもないが、がんばってくれないかなんていう決議案は、議会の皆さんが市民に不安を与えている、そんな感じがしてならないのです。だからここでたいして目的もない、執行部にボールを投げただけだなんていう決議案を、私は出すべきではないということで反対させていただきます。

議　長　次に原案に賛成者の発言を許します。

佐藤　剛君　私は独自の更なる経済対策に関する決議につきまして、賛成の立場で討論に参加させていただきます。今議会の中でもこの経済危機を深刻に受け止めまして、多くの議員の皆さんから一般質問というかたちで、地域経済の活性化を。また、市長にありましては新年度予算の中で財政健全化を進めながら、難しい状況の中ではありますが、市独自の緊急経済対策を盛り込んだ予算を組みまして、対応を図ることを決めたところであります。

私はこういう経済対策が効を奏しまして、または、この経済対策を進める間に景気の回復を願うものであります。しかし、この経済情勢はあまり敏感になりすぎるのもいいばかりではないぞという声も、意見もあります。私も実はそう思っています、とはいっても特にこの地域の経済状況は、さらに悪化してしまうだろう、しばらく悪化してしまうだろうというのが、大方の懸念であります。

そういう中で、この決議は先ほどから言っていますように、今後のことであります。この決議案の中にもありますように、今後さらに地域経済が悪化した場合には、行政も、議会も、

市民も知恵を出し合って、財源の確保の手法もあわせてみんなで負担を分け合って、その局面を乗り切っていこうということでもあります。このことは市長も今議会の中で、一般質問の答弁等で述べてあることでもありますし、また、先ほどの議論の中でも先輩議員の皆さんも含めまして、このことについての認識はされていることと思います。

であるから、あえて決議までも必要なのかというような声もあるかもしれませんが、これはそういう市長の答弁を、先ほども話が出ましたけれども、後押しをするものであると同時に、市民に向けての議会の私は意思表示であるというふうに考えております。

市長と考えが一緒だから議会は黙っていていいということではなくて、特にこういう時勢でありますので、議会は議会としてこういうかたちで議会の意思を表すことは、義務とはいいませんけれども、議会の役割としてやるべき任務だというふうに私は考えて思っております。

決議の内容に具体性がないのは、先ほども話がありました、今後の問題であり、その時点の経済情勢にあわせてそれにあった対応をみんなで知恵を出し合って、独自の施策を、というところでもあります。予算を成立したばかりでこの決議であります、今後の経済情勢がさらに悪化することが懸念される中、そういう場面での行政への後押しでありますし、繰り返しますけれども、議会もその役割を果たしながら、みんなでがんばってこの局面を乗り切ろうという意思表示でありますので、多くの皆さんのご賛同をお願いしたいと思います。

議 長 原案に反対者の発言ありますか。

(「なし」の声あり)

原案に賛成者の発言はありますか。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議 長 採決いたします。

発議第5号 独自の更なる経済対策に関する決議、本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立少数。よって発議第5号は否決されました。

議 長 日程第23、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

議会運営副委員長より所掌事務について、各常任委員長より所管事務について、それぞれ会議規則第104条の規程によってお手元に配付のとおり閉会中の継続調査について申出があります。

議 長 お諮りいたします。

各委員長等から申出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって各委員長等からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

議長 以上で本定例会に付議された事件はすべて議了いたしました。

議長 そのままお待ちください。

ここで田中総務部長、高野福祉保健部長、上村建設部長、仲田市民生活部次長より、それぞれ退職のあいさつの発言を求められております。これを許します。

まず田中総務部長から登壇してお願いをいたします。

田中総務部長 貴重な時間を拝借いたしまして退職のあいさつをさせていただく機会をいただき、本当にありがとうございました。先ほどまで慎重審議の議会があったわけでございます。私も議会の説明で追われていまして、あと10日で退職するというような気持ちにまだなっておりません。5時が過ぎれば何とか実感が湧くのかと思っているところでございます。

せっかくの機会でございますので、私の公務員生活について少し振り返ってみたいと思っています。私のスタートは、昭和39年の皆さんもご存知のように東京オリンピック、それから新潟国体が39年にあったわけでございます。その頃は少しずつ池田内閣、佐藤内閣の高度成長の時代でありました。私はその3年後の42年の4月に公務員生活としてスタートを切ったところでございます。その後今日まで42年間という長きにわたり勤務させていただきました。

職場は三つほど変わりました。最初42年は東京都の職員。それから塩沢町の職員、最後に南魚沼市の職員として務めさせていただいたわけでございます。その間、いろいろなことがございました。楽しかったこと、つらかったこと、自分なりにがんばったことというような部分もあったわけでございますが、これも先輩、同僚、後輩ならびにここにいる皆さん方、議員の方々などのおかげと思って感謝を申し上げる次第でございます。

42年間の思い出はたくさんあるわけでございますが、私の一番大きな問題としてとらえるのは、やはり町村合併、平成の大町村合併。それから中越大震災、記録的な豪雨。そして今日に至っている大不況というようなことが最後にきて、やはり一番大きなことかなというふうに考えているところでございます。

今議会でも財政問題、景気対策の議論がいっぱい出ております。そんな中で、皆さんよくご存知でございますので私は多くは申しませんが、塩沢町、以前、合併のときに塩沢町はいろいろ議論して自立を選んだときがございました。それから合併をして編入合併というかたちでしたわけでございますが、今までの状況、今の状況を見たときに、本当に自立ができるのか、というふうに私なりに考えております。

私、当時総務課長でありまして、担当ということで非常に残念な思いをしたことがございます。今考えてみるとやはり合併をして、何とか今この予算の審議もいただきました。これがやっとなのでございまして、いろいろな金使ってもできるのだというふうに私は理解しておりますし、旧3町もなから一本化になったのかなというふうに思っておるところでございます。

また、現在政治経済、国の方は不透明でございます。ただ、不透明だからということではなくて、むしろそれを逆手にとって、それが知恵を出してやっていくことが大事だということだと思っております。

最後になりますが、どうか今後は南魚沼市の歌にありますように、「希望溢れて伸びるまち」というようなことで、南魚沼市に生まれてよかった、南魚沼市に住んでよかったというようなまちに、ぜひ職員の方々には市長を中心に自信を持って、胸を張ってがんばっていただきたいと思っています。

また、議会の方々についても先ほども議論がございましたが、議会は議会としての立場でよりよい町を作って、執行部と議会が本当にうまく噛み合った両輪で明日の南魚沼市を作ってください。ちょっと生意気なことを申し上げましたが、作っていただきたいと思っております。最後に今までのご指導ご鞭撻について、深く感謝を申し上げてあいさつとさせていただきます。どうも長い間ありがとうございました。

(拍手)

議長 次に高野福祉保健部長お願いいたします。

高野福祉保健部長 それではひとことごあいさつをさせていただきます。なお、質疑はできないことになっておりますのでよろしくお願いいたします。残すところあと12日と、そういうことになりました。

今から39年7カ月前の昭和44年の8月24日に大和町役場の臨時職員として採用されました。建設課に配属されました。同年の8月12日に旧大和町では大規模な災害が発生しております。災害復旧に携わる技術屋をすぐに必要だということでしたので、当時私は新潟市内の建設会社に勤めておりましたけれども、急遽帰ってまいりました。そして昭和45年の4月1日に正職員として採用されました。建設課でした。

が、同年の10月には教育委員会に出向を命じられました。当時は中学校の統合のあわただしいぴりぴりとした空気が充満していたことを記憶しております。そこではいろいろなことをさせてもらいました。特に思い出深いのが公認陸上競技場の建設と、50メートル公認プールの建設であります。

その後昭和49年4月にまた建設課に配属をされました。忙しかったですね。当時は直営で平面測量、縦横断測量、路線測量、用地丈量などすべてをやりました。残業もかなりしました。超勤代もかなり稼がせてもらいました。全部飲んでしまいました。女房にはひどく怒られました。

そして忘れられないのが五六の豪雪であります。職員で役場庁舎の雪降ろしを何回かやりました。日曜日を待ってられないために年休を取って、くる日も、くる日も雪との格闘をしました。皆同じでした。あの頃は若くて体力もあったので、何とか持ちこたえられたのだなと思っています。本当につらかったですね。天を仰いで恨みました。

昭和57年の10月に現在の大和庁舎に移転をしました。新しく非常に快適な環境でございました。現在の子育て支援課のフロアに建設課がありました。その後昭和61年が明け

まして、町長、総務課長にちょっと来いと呼ばれました。何事かと思いましたが、そしたら県庁下水道課の方へ研修生として1年間出向して欲しいと言われました。驚きました。その時点では係長でしたし、もう少しで37歳を迎える頃でした。子どもも3人ほどいましたし、上が小学校5年、下が3歳でしたけれども、出向するにあたっては下水道事業団で3週間の研修を受ける必要があるということが条件でしたので、埼玉県の西川口市にあるのですがそこに研修に行きました。北海道から九州まで県職、公団の職員、市町村の職員、様々でしたが、全く下水道の知識経験のないものは私を含めて3人から4人ほどでございました。

その後県庁に行ったのですけれども、県庁での1年間は本当に楽しかったです。それまでも各市町村からは多くの研修生が行っていましたが、私が最年長でした。そして係長で出向したのも私が始めてということでありました。同じフロアに前井口副市長さんがおられました。が、井口さんはお酒をあまり飲みませんので、そう深いお付き合いはありませんでした。県の職員の寮に入れてもらいまして、大勢の人とお付き合いをさせていただきました。

ヒアリングがあるのですけれども、そこで私が感じたのは、市町村の力量の差を感じました。新潟市、長岡市、上越市はさすがだなと思いました。町村では南魚、湯沢町、塩沢町、六日町の評価は高かったですよね。ここにおられる田中総務部長、桜井市民部長が担当しておられました。

昭和62年度からは水道環境課で、大和町の下水道事業が具体的に動き始めました。今も忘れられません。当時六日町事務所にいじめられました。多くは語りませんが非常につらかったです。平成10年3月まで下水道課におりました。その間、農排2カ所、公共1カ所の供用開始を迎えられました。非常に嬉しかったです。大和町もやっと他の市町村の仲間入りできたという感慨が深かったのでしょうか。

あとは平成8年の現職の町長の逮捕、これは非常に驚きました。本当に大きなショックでした。粛々と事務処理の担当をしましたが、このような目に二度と遭いたくないと強く思いました。私が一番ショック、落胆をしたことは、平成14年でした。職員の仲間3人が相次いで亡くなりました。あれは本当にショックでした。つらかったです。今でもそう思っています。

中越大震災直後の2町の合併、11カ月後にまた合併、異常豪雪、中越沖の大震災、そして豪雪、その後の異常少雪。何が何だか、あれあれという翻弄されたような感じがしています。が、私はこの大変革のときに職員として少しでも携われたことは、本当に恵まれていたなあと思っています。

また、合併をしなかったならば今頃はどうなっていたのかと思います。南魚沼市が持っている資産資源につきましてはいうまでもありません。驚くべきものを持っているというふうに私は思っています。特に高速交通網の条件においては、他には比類がないと思っています。全国一の魚沼コシヒカリ、八色スイカ、スキー場、国際大学等々であります。NHKの大河ドラマ「天地人」、これほど自分の身近にこのような偉人がいたのかと。驚くと同時に感じられるのは、やはり合併をして南魚沼市になったことが非常に大きなことだったと思ってい

ます。合併をしなければ多分、隣町のことでしかなかったかもしれません。合併前はお互いに南魚4町ライバルだったと、そういうふうに思っています。

私は定年まで勤めさせていただきました。これはひとえに上司、同僚、後輩に恵まれたものだと思っています。そして家族の支えだと思っています。限りのない可能性を持ってますこの南魚沼市のますますの発展、これはつまり人間であると思っています。議会執行部一丸となって、市民のためという揺るぎのない目標に向かって、ご努力に対して期待をしております。また、退職後につきましては、微力ながら何かしらお役に立てればと思っています。これで退職にあたってのごあいさつとさせていただきます。長い間、本当にお世話になりました。ありがとうございました。心から感謝を申し上げます。

(拍手)

議長 次に上村建設部長お願いいたします。

上村建設部長 今、高野福祉保健部長が素晴らしいあいさつをされたので、ちょっとどぎまぎしておりますけれども、今朝も朝礼のときに市長が、今日が最終日という緊張感を持って臨んでほしいという話がありました。このあいさつをする段階で冷静にやりたいと思っておりますが、ここに立ちましたらちょっと緊張しております。

今のお二方は結構長く、私よりも長い経歴がございますが、私は高校卒業してすぐ民間の会社に4年間ほど、商事会社に勤めておりました。長岡でございます。そのあと昭和47年の4月で23歳 誕生日が4月14日でございますが、市長が3月14日でございますちょうどひと月違いでございます、同じ歳なのですけれども 47年の4月に採用いただきました。

その当時私が最初にいただいた給料が1万8,600円でございます。民間の会社に勤めておりましたら4万円ちょっといただいていたので、半分以下という実態でございましたけれども、たちまちその後、給料の改革がございましたので、結構額は飛び越えたところでございますけれども。以来37年間、六日町役場の職員として、あるいは南魚沼市の職員として勤めさせていただきました。

ちょうど10カ所、最初は建設課だったのですが、その後今日まで10カ所の部署を異動させていただきました。時には今の流行り言葉ではありませんが、「わしはこんなところ・・・」というようなところもなかったわけではございません。ただし、本当に優秀な部下職員に恵まれまして、あるいは有能な上司がおりまして、今日があるわけでございます。注意処分を受けたということが全く1回もございませんでした。ということでまさに大過なくこれまで過ごさせていただいたという状況でございます。

私が管理職に一番最初にならさせていただいたのが平成10年の4月でございます。商工観光課長ということでございました。当時この地域が大型店の出店ラッシュに追われておりまして、もう一つは観光産業のスキー産業がどんどんスキー人口が減少いたしまして、まさに本当は商工観光課に5年おったのですが、もっと商業の活性化、あるいは観光振興に邁進すべきところではあったのですけれども、観光イベントといえは自ら進んで遊んでばかりい

たような気がいたします。メタボ体型になったのもその頃でございます。それで今、反省をしているところでございますけれども、反省は後で振り返ってみてもどうしようもございませんが。そのとき商業三法が新たに成立をしたわけでございますが、平成12年でございます。なかなかうまくリードができませんで、結果的にはそういうことがございました。

また、商工観光時代は平成9年に私が行ったのは10年でございますけれども平成9年に、直江兼続公を大河ドラマに推進する会というのができ上がっております。亡くなられました新潟砂利建設工業さんの社長さんが浄財を寄付されてスタートした会でございますけれども、私もその実行委員会のメンバーに加えていただきました。商工観光課課長という立場でそのメンバーに入ったわけですけれども、米沢に行ったり新潟日報社に行ったりあるいはNHKの支社に行ったり、推進活動には邁進したところでございますけれども、正直申し上げましてその頃はまだまだ大河ドラマが本当に実現するのかな、というような感じがしております。

この退職の節目にあたりまして今、本当に放映をされているわけでございますので、本当に嬉しい限りでございます。その頃実行委員会の中にご尽力されました高橋敬三郎さん、あるいは樋口貞二さん、それから中嶋福治さんでしょうか。それぞれお亡くなりになっておりますけれども、本当に残念でございます。

次に異動させていただいたのが平成15年の4月1日でございます。ちょうど井口市長が4月に六日町町長に当選された月でございますけれども、4月1日で議会事務局長ということで派遣というかそういう方に行かせていただきました。翌年にもう大和町と六日町の合併が控えておりましたので、議会事務局の合併した後の議会運営につきまして、両町の議会運営の皆さんが一堂に会して調整会議を開いたところでございます。

そのときのことをちょっと覚えているのですが、今日、この議場におられますある議員さんに、私の会議の進め方が気に食わなかったと思うのですが、こっぴどく叱られたことを覚えております。そんなことがございまして、皆さんが今お座りの30の議席の間に、通路も埋めまして、脇に足しまして、後ろに足しまして44議席をここに確保いたしまして、いざ合併となりまして在任特例1年の議会がスタートしたわけでございます。

ところが両町の議会運営の議会のあり方が変わった点がございまして、なかなかそこをうまく調整ができなくて、時々議会が紛糾をいたしました。これは私の勉強不足もあったのですが、非常に初代の駒形議長さんを始め、大勢の皆さんに本当にご迷惑をかけたところでございます。

今年の秋には皆さんまた選挙があるわけでございますし、定数も減らすようでございますので、厳しい選挙になろうかと思っておりますが、立候補される皆さん、本当にがんばっていただきたいと思っております。

さて、退職にあたりましてこんなあいさつをして恐縮なのでございますが、今回の議会でも一般質問に出ました。それから先の市長選挙でも話題になりました野球場建設の話でございます。私個人的にはこの野球場建設を是が非でも実現をさせていただきたいと、実現して

ほしいと願う一人でございます。皆さんに強要するわけではございませんし、提案理由を申し上げているつもりもございませんけれども、平成7年でございますが、六日町高校が甲子園に初出場いたしました。その年の2月の段階で 2月だと思っているのですが 県の土木技術の研修会が県庁の講堂で行われました。そこで事例発表ということで、私、地盤沈下とスノーピア道路事業の関係をちょっと話をさせていただく機会がございました。

その席で、私はその頃野球の審判をやっております、六高のグラウンドに行っては上村友博君というエースピッチャーの投げる球の速さを見ておりましたので、その研修会で、今年の夏の甲子園は間違いなく六日町高校だ、という話を申し上げました。見事の中したわけでございますが、けしてはったりの話をしているわけではございませんで、そのとき研修会に参加しておりました、今日はいませんが水産課長の生徒会長の大平君あたりが研修会場におりましたので、私の話も聞いてもらったと思うのですが、本当に見事に的中したのです。

それもその上村友博君という優秀な生徒がおりましたし、本当に素晴らしい指導者がいたのです。青木卓三先生、あるいは勝先生、それぞれ素晴らしい先生がおられまして、本当に高校野球は指導者次第でございます。確かに野球場建設という話をしておりますけれども、立派な球場があって強くなれるものでもございません。

ただし、今、高校野球のあり方というのをみますと、少子化時代を迎えまして人口が減っているのですけれども、生徒数も高校生が全国的にももちろん減っているのです。ただ、高校野球人口ということになりますと、年々増加傾向にあるのです。それだけ夢を持ってそれぞれ取り組んでいるという実態がございます。

それでただ一つ残念なのが、6月頃になりますと招待野球ということで県内のあちこちで、県外の強豪校を招きいれて招待野球をやるのです。十日町市に笹山球場というのがございますが、最初の頃、六日町高校も招待野球の学校に加えていただいたのです。ところがその地域へのエゴといういろいろな関係がございまして、もう六日町は入れないという話になりました。高校野球がたまたま夏の甲子園に出場して、それから1～2年の間は本当に強豪校が練習試合をやるのではないかとということで、六日町高校にまいりました。ところが、なかなかあのグラウンドの中で野球をすること自体が、強豪校にするともう1回来た者はあそこは2度といやだというような話になりまして、今、全くそういう強豪校がこちらに来てくれるとはなくなってまいりました。

要は私が申し上げたいのは、そんなに立派な球場でなくても結構なのですけれども、ある程度招待野球ができるような、あるいは子供たちが明るい未来に向かって野球ができるような、そういう地盤を作っていただきたいということで、これは別に皆さんにお願いをするわけでも何でもございません。そういう切なる思いということでございます。

最後になりますけれども、本当に南魚沼市のますますの発展と議員各位、それから一人孤独に耐えながら市政の舵取りをされている市長さん、それから執行部の皆さん、どうぞ健康にだけは十分ご留意いただきまして、ご活躍いただきたいというふうに念じているところで

ございます。長い間本当に大変ありがとうございました。

(拍手)

議長 次、仲田市民生活部次長、お願いいたします。

仲田市民生活部次長 私は一言で終わりにいたします。大変お疲れのところありがとうございます。私は六日町役場に採用されまして39年と6カ月勤めさせていただきました。これもひとえに皆様方のご指導をいただき、本日を迎えることができましたことを感謝申し上げます。

私は44年の大災害に採用されまして、今はここに退職するまで災害がついてきております。5年前には中越大地震、翌年は大雪、また本年は少雪と世界中の大不況に見舞われていますけれども、南魚沼市は愛、義、天地人、ときめき国体にのりまして、南魚沼市のますますの発展と皆様方のご活躍をお祈りいたしまして簡単ではございますけれども、あいさついたします。大変長い間ありがとうございました。

(拍手)

議長 この3月限りで退職されます幹部職員の皆様に、議会を代表いたしまして一言感謝と御礼の言葉を申し上げます。

田中総務部長、高野福祉保健部長、上村建設部長、そして仲田市民生活部次長におかれましては、町村合併間もない困難な時期に管理職として職員の先頭に立ち、多くの後輩の指導、育成に努め、市民の日常的サービスにご尽力をいただきました。

今ほどあいさつにもありましたが、皆様はそれぞれ塩沢町、大和町、六日町の職員として採用されてから今日まで、長年にわたり住民福祉向上のため熱意を注がれ、町政、市政の発展に尽くされてこられました。そのご功績とご労苦に対しまして、心から敬意を表すると共に感謝を申し上げる次第でございます。

40年近い勤続年数の間には思い起こすことがたくさんあることと思います。中越地震と町村合併が重なり、大混乱の時期もありました。また、大変な豪雪の年や、このたびの百年に一度といわれる経済危機の中で、市民のため努力を続けてこられました。本当にご苦労さまでございました。

皆様の職責を、職務を理解され、ご協力をされてこられたご家族の皆様にもよろしくお伝えいただければ幸いです。また、皆さまの外にも10数名の退職者の方がいらっしゃいます。その方々に対しまして心から感謝と敬意を表し、お礼を申し上げます。

最後になりましたが、今後とも南魚沼市発展のため折に触れ、ご指導ご協力をいただきますよう衷心よりお願いをいたします。どうかこれからもなお一層のご多幸とご健勝でありますように心からお祈りをいたしまして、御礼のあいさついたします。本当に長い間ご苦労さまでございました。

(拍手)

議長 これをもって平成21年3月南魚沼市議会定例会を閉会といたします。長い間ご苦労さまでした。

(午後2時42分)